第1回座間味村議会定例会

第3日目

3 月 13日

				平	成2	1年	第	1 🖪	回座	間吃	卡村	議会	定	例台	会会	議	録	:			
招	集	年	月	日						平)	式 2	21年	3	月	1 0	日					
招	集		場	所					座	間	,身	き 村	議	会	議	į	昜				
開	閉		会	等	開	議			7	平成2	1年3	3月13日	十	-前10)時00	分	議.	長宣			
日	時		宣	告	閉	会			7	平成2	1年3	3月13日	十	一後3	時35	分	議.	長宣	i		
					議番	席号		丑			名		議番	席号			氏			名	
出出	席		議	員	1	番		扂	里	順	之		6	番			宮	里	祐	司	
	(応		招)		2	番		中	村	秀	克		7	番			宮	里	清点	と助	
					33	番		金	:城	善	昇		8	番			金	城	勝	英	
					5	番		金	垃城	英	雄		9	番			宮	平	秀	保	
欠	席		議	員	議番	席号		긙	<u>.</u>		名		議番	席 号			氏			名	
	(不	応	招)																		
会	議録	署	名 議	 : 員	8	番		 金	· 城		 英		1	番			宮	里	順	之	
	务のた _ン た者	め	議場に	二出	事	務	局	長	宮	平		優	臨	時	書	記					
					村			長	仲	村	三	雄	環:	境衛	生課	長		金	城	英	隆
地力	方自治	法	第12	1条	教	Ī	THE STATE OF THE S	長	仲	地		勇	会	計	課	長		野	崎		康
に。	より説	明	のため	う議	総和	务・ 1	企画 語	果長	垣	花		健	船	舶	課	長		宮	村	英	美
	こ出席	し	た者の	職	税	政	課	長	垣	花		健	教	育	課	長		宮	城		武
及(び氏名				住	民	課	長	宮	平	真同	由美	政	策誌	問整	監		幸	地		東
					産業		興課	長	金	城	英	幸									

平成21年第1回座間味村議会定例会議事日程(第3号)

(平成21年3月13日午前10時開議)

日 程	議案番	号	件	名
1			提出議案の説明について(議案第11号	号~議案第19号)
2	議 案 第 1 1	号	平成21年度座間味村一般会計予算にご	ついて
3	議 案 第 1 2	号	平成21年度座間味村国民健康保険事業	 特別会計予算について
4	議 案 第 1 3	号	平成21年度座間味村老人保健事業特別	川会計予算について
5	議案第14	号	平成21年度座間味村後期高齢者医療物	特別会計予算について
6	議 案 第 1 5	号	平成21年度座間味村簡易水道事業特別	川会計予算について
7	議 案 第 1 6	号	平成21年度座間味村下水道事業特別会	計予算について
8	議案第17	号	平成21年度座間味村漁業集落排水事業	 特別会計予算について
9	議 案 第 1 8	号	平成21年度座間味村農業集落排水事業	美特別会計予算について
1 0	議 案 第 1 9	号	平成21年度座間味村航路事業特別会計	十予算について

〇 議長(宮平秀保)

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議(午前10時00分)

日程第1. 議案説明 議案第11号から議案第19号までの説明を求めます。仲村三雄村長。

〇 村長 (仲村三雄)

議案第11号

平成21年度座間味村一般会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成21年度座間味村一般会計予算

平成21年度座間味村一般会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,071,757千円と定める。
- 2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、300,000千円と 定める。

(歳出予算の流用)

- 第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を 生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

歳 入 (単位:千円)

////	<i>-</i> \										(-1-1-1-1	· 111/
		款						項			金	額
1	村			税								79, 335
					1	村		民		税		31, 280
					2	固	定	資	産	税		40, 894
					3	軽	自	動	車	税		2, 168
					4	村	た	ば	٢	税		4, 993
2	地	方 譲	与	税								9, 120
					1	地	方 揮	発 油	譲与	税		1
					2	自	動車	重量	譲与	税		6, 707
					3	地	方 道	路	譲与	税		2, 400
					4	航	空機	燃料	·譲与	税		12
3	利	子 割 夕	を付	金								303
					1	利	子	割って	を付	金		303
4	配	当 割 亥	を付	金								54
					1	配	当	割る	を付	金		54
5	株	式等譲渡所得	引	金								64
					1	株	式等譲	渡所得	引割 交付	金		64
6	地	方 消 費 税	交 付	金								10, 136
					1	地	方 消	費税	交 付	金		10, 136
7	自	動車取得	锐 交 付	金								2, 399
					1	自	動車	瓦 得	税交付	金		2, 399
8	地	方 特 例	交 付	金								1, 389
					1	地	方 特	例	交 付	金		1, 383
					2	特	例	交	付	金		6
9	地	方 交	付	税								772, 992
					1	地	方	交	付	税		772, 992
10	分	担金及び	負 担	金								332
					1	分		担		金		1
					2	負		担		金		331
11	使	用料及び	手 数	料								45, 214
					1	使		用		料		41, 667
					2	手		数		料		3, 547

		3	款						項	Ę				金	額
12	玉	庫	支	出	金										8, 481
						1	玉	庫	÷ -	負	;	担	金		6, 001
						2	玉	庫	:	補		助	金		157
						3	玉	庫	:	委		託	金		2, 323
13	県	支		出	金										54, 578
						1	県		負		担		金		10, 500
						2	県		補		助		金		13, 310
						3	県		委		託		金		30, 768
14	財	産		収	入										302
						1	財	産	運		用	収	入		300
						2	財	産	売		払	収	入		2
15	寄		附		金										1, 501
						1	寄			附			金		1, 501
16	繰		入		金										14, 512
						1	特	別	会	計	繰	入	金		1
						2	基	金		繰		入	金		14, 511
17	繰		越		金										6,000
						1	繰			越			金		6,000
18	諸		収		入										9, 543
						1	延	滞金、	、加	算	金及	. Vi	過料		3
						2	預		金		利		子		1
						3	貸	付	金	元	利	収	入		1
						4	雑			_			入		9, 538
19	村				債					_					55, 502
						1	村						債		55, 502
			歳		入		合		計						1, 071, 757

歳 出 (単位:千円)

	款				項		金	額
1 議	会	費						34, 409
			1	議	会	費		34, 409

		款						項				金	額
2	総	務	費										188, 285
				1	総	矜	Ş	管	理	[費		158, 186
				2	徴			税			費		14, 781
				3	戸	籍付	: 瓦	基基	本 台	帳	費		7, 329
				4	選			挙			費		5, 118
				5	統	言	_	調		:	費		1, 804
				6	監		:	委			費		1, 067
3	民	生		5									114, 479
				1	社	会	÷	福	祉		費		102, 176
				2	児	童	į	福	祉	:	費		12, 301
				3	生	扫	<u>.</u>	保	護		費		1
				4	災	津	Š	救	助	į	費		1
4	衛	生	費	,									124, 522
				1	保	仮	<u>t</u>	衛	生		費		81, 497
				2	清			掃			費		43, 025
5	労	働	費	,									1, 313
				1	失	業	È	対	策		費		1, 313
6	農	林 水 産	業費	,									72, 052
				1	農			業			費		20, 854
				2	林			業			費		26, 779
				3	水		産		業		費		24, 419
7	商	工	費										19, 968
				1	商			エ			費		19, 968
8	土	木	費										95, 407
				1	土	オ	:	管	理	[費		10, 547
				2	道	路	橋	り	ょ	う	費		8, 197
				3	河			JII			費		8, 688
				4	港			湾			費		5, 110
				5	下		水		道		費		39, 012
				6	住			宅			費		3, 041
				7	空			港			費		20, 812
9	消	防	費	,									5, 478
				1	消			防			費		5, 478

		글 지	款						項				金	額
10	教		育		費									149, 257
						1	教	育	総	矛	务	費		58, 030
						2	小	2	Ź	校		費		27, 652
						3	中	<u></u>	之	校		費		13, 279
						4	幼	秤	崖	園		費		23, 702
						5	社	会	教	7	育	費		4, 031
						6	保	健	体	7	育	費		22, 563
11	災	害	復	旧	費									4
						1	農	林水産	施設	災害	復Ⅱ	∃費		1
						2	公	共土木	施設	災害	復Ⅱ	∃費		1
						3	文	教 施	設 災	害	复旧	費		1
						4	その	の他公共施	設・公	用施設災	災害復	旧費		1
12	公		債		費									266, 075
						1	公		債			費		266, 075
13	諸	支		出	金									8
						1	普	通具	才 産	取	得	費		4
						2	公	営	企	실 ラ	Ě	費		2
						3	基		金			費		2
14	予		備		費									500
						1	予		備			費		500
			歳		出		合	前口	+					1, 071, 757

第2表 地 方 債

(単位:千円)

起	. 1	責	0)	目		的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨	時	財	政	対	策	債	52, 000	証書借入又は 証券発行	年10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企	借入先の融資条件による。ただし、財政等の都合により据置き期間及び償
造		林		事		業	3, 500		常量金及の公園在 業金融公庫資金に ついて、利率の見 直しを行った後に おいては当該見直 し後の利率)	選期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低金利借換えする事ができる。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借り入れることができる。
			計				55, 500			

議案第12号

平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算

平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ145,049千円と定める。
- 2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。 (一時借入金)
- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、20,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位:千円)

				款								J	項				金	額
1	玉	民	健	Ę	表	保	険	税										30, 453
									1	玉	民	健	康	保	険	税		30, 453
2	分	担	金	及	び	負	担	金										1
									1	負			担			金		1
3	使	用	料	及	び	手	数	料										3
									1	使			用			料		1
									2	手			数			料		2

		款				項		金額
4	玉	庫 支 出	金					56, 606
			•	1	玉	庫負	担金	36, 556
			•	2	玉	庫補	助金	20, 050
5	療	養給付費交付	金					1, 752
				1	療	養給付費 3	と 付 金	1, 752
6	前	期高齢者交付	金					1
				1	前	期高齢者。	と 付 金	1
7	県	支 出	金					10, 592
				1	県	負 担	金	550
				2	県	補助	金	10, 042
8	連	合 会 支 出	金					
			•	1	連	合 会 補	助 金	1
9	共	同 事 業 交 付	金					18, 911
				1	共	同 事 業 交	付 金	18, 911
10	繰	入	金					26, 717
				1	_	般 会 計 繰	入 金	26, 716
				2	基	金繰	入 金	1
11	繰	越	金					1
				1	繰	越	金	1
12	諸	収	入					11
				1	延	滞金及び	過料	3
			Ī	2	預	金 利	子	2
				3	受	託 事 業	収 入	1
				4	雑		入	5
		歳	•		合	計		145, 049

歳 出 (単位:千円)

		款					項				金	額
1	総	務	費									9, 309
				1	総	務	읱	\	理	費		9, 252
				2	徴		移	Ź		費		17
				3	運	営	協	議	会	費		39
				4	趣	山口	皇	佐	及	費		1

		志						項			金	額
2	保	険	給	付	金							77, 220
						1	療	養	諸	費		67, 640
						2	高	額療	養	費		7, 608
						3	出	産 育	児 諸	費		1, 900
						4	葬	祭	諸	費		70
						5	移	送	:	費		2
3	後	期 高 齢	者	支 援 金	等							21, 688
						1	後	期高齢者	支援金	等		21, 688
4	前	期 高 齢	者	納 付 金	等							180
						1	前	期高齢者	納付金	等		180
5	老	人 保	健	拠 出	金							1, 011
						1	老	人 保 健	拠 出	金		1, 011
6	介	護	納	付	金							10, 462
						1	介	護	付	金		10, 462
7	共	同 事	業	拠 出	金							19, 620
						1	共	同 事 業	拠 出	金		19, 620
8	保	健	事	業	費							5, 552
						1	特	定健康診	査 等 事 業	費		1, 531
						2	保	健事	業	費		4, 021
9	基	金	積	立	金							1
						1	基	金積	<u> </u>	金		1
10	公		債		費							2
						1	公	債		費		2
11	諸	支		出	金							3
						1	償	還金及び	還付加算	金		3
12	予		備		費							1
						1	予	備		費		1
			歳	出			合	計				145, 049

議案第13号

平成21年度座間味村老人保健事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成21年度座間味村老人保健事業特別会計予算

平成21年度座間味村老人保健事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ310千円とする。
- 2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、1,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳入 (単位:千円)

万 义	/ \															(-1	型 1 口 /
		į	款								項					金	額
1	支	払 基	金	交	付	金											155
							1	支	払	基	£	È	交	付	金		155
2	国	庫	支	F	Li Li	金											75
							1	玉	,	庫	負	€	担	1	金		75
3	県	支		出		金											24
							1	県		負			担		金		24
4	繰		入			金											48
							1	_	般	会	計口	+	繰	入	金		48
5	繰		越			金											1
							1	繰			起	戉			金		1
6	諸		収			入											7
							1	延	滞	金	及	び	加	算	金		2
							2	預		金			利		子		1
							3	雑							入		4
			歳		入			合		計							310

歳 出 (単位:千円)

		款					Ą	頁		金	額
1	医	療	諸	費							305
					1	医	療	諸	費		305
2	諸	支	出	金							4
					1	償		還	金		3
					2	諸	支	出	金		1
3	予	1	備	費							1
					1	予		備	費		1
			歳	出		合	計				310

議案第14号

平成21年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成21年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算

平成21年度座間味村後期高齢者医療特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,870千円と定める。
- 2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、10,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

歳 入 (単位:千円)

			款									,	項						金	:	額
1	後	期高齢	者	医	療(呆 険	料														5, 720
								1	後	期	高	齢	者	医	療	保	険	料			5, 720
2	使	用料	及	び	手	数	料														2
								1	手				数	ζ				料			2
3	寄		ß	付			金														2
								1	寄				陈	ţ				金			2
4	繰		7	入			金														5, 133
								1	_	般	ι. ζ	会	計	-	繰	,	入	金			5, 133
5	繰		ŧ	並			金														1
								1	繰				赵	<u>ķ</u>				金			1
6	諸		Ц	又			入														12
								1	延	滞为	料、	力	口算	ī d	え 及	: U	ド 過	料			2
								2	償	還	金 .	及	び	還	付	加	算	金			2
								3	預			金			利			子			1
								4	貸	付	<u> </u>	金	元	1	利	Ţ	仅	入			2
								5	雑									入			5
				歳		入			合		-	計									10, 870

歳 出 (単位:千円)

		志	欠						項					Ś	È	額
1	総		務	費												978
					1	総		務	管	宇	理		費			868
					2	徴			1[又			費			110
2	後期	高齢者医	療広域連合	於納付金												9, 888
					1	後其	胡高的	齢者	医療	広域	連合	納付	寸金			9, 888
3	諸	支	出	金												3
					1	償	還	金	及	び	還	付	金			2
					2	繰			Н	Ц			金			1
4	予		備	費												1
					1	予			仿	崩			費			1
歳		出	合	計												10, 870

議案第15号

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計予算

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,280千円と定める。
- 2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円 と定める。

(歳出予算の流用)

- 第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

				款								項				金	額
1	簡	易	水	道	事	業	収	入									43, 830
									1	営		業	収		入		43, 830
2	財		産	i.		収		入									1
									1	財	産	運	用	収	入		1

		志							項			金	額
3	繰		入		金								54, 045
						1	繰		入		金		54, 045
4	国	庫	支	出	金								19, 600
						1	国	庫	補	助	金		19, 600
5	県	支		出	金								1
						1	県	補		助	金		1
6	諸		収		入								2
						1	雑		収		入		2
7	繰		越		金								1
						1	繰		越		金		1
8	村				債								9,800
						1	村				債		9,800
			歳		入		合	計					127, 280

歳 出 (単位:千円)

			Ž	款							項		金	額
1	簡	易	水	道	事	業	費							68, 109
								1	営		業	費		68, 109
2	公			債			費							59, 170
								1	公		債	費		59, 170
3	予			備			費							1
								1	予		備	費		1
				歳		出			合	Ī	H			127, 280

第2表 地 方 債

(単位:千円)

起	債	0)	目	的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
座間	味地 区	簡易水	道整例	⋕事業	9,800	証書借入又は証券発行	10%以内(たたし、利率見直した式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金にて、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	る。ただし、財政等の都合 により据置き期間及び償 還期限を短縮し、又は、繰 上償還若しくは、低金利借 換えする事ができる。 なお、起債の全部又は一
		計			9,800			

議案第16号

平成21年度座間味村下水道事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成21年度座間味村下水道事業特別会計予算

平成21年度座間味村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,063千円と定める。
- 2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。 (歳出予算の流用)
- 第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

			款							項					<u> </u>	È	額
1	分	担 金	及び	負 担	金												1
						1	分	担	金	及	び	負	担	金			1
2	下	水	道	収	入												10, 046
						1	下	,	水	ij	首	収		入			10, 046
3	国	庫	支	出	金												1
						1	国	ļ	庫	衤	甫	助		金			1
4	繰		入		金												39, 012
						1	繰			Ī	人			金			39, 012
5	繰		越		金												1
						1	繰			走	或			金			1

		款			項		金	額
6	村		債					2
				1 村		債		2
		歳	入	合	計			49, 063

歳 出 (単位:千円)

			款							項				金	額
1	下	水	道	事	業	費									11, 813
							1	下	水	道	事	業	費		11, 813
2	公		債	責		費									37, 249
							1	公		信	責		費		37, 249
3	予		仿	莆		費									1
							1	予		Ú	前		費		1
				歳	出	1		合		計			·		49, 063

議案第17号

平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算

平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,850千円と定める。
- 2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。 (歳出予算の流用)
- 第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

			款						項			金	額
1	分	担 金	及 ひ	· 負	担金	:							1
						1	分	担 金	及 ひ	(負	担 金		1
2	事	業		収	入								5, 946
						1	下	水	道	収	入		5, 946
3	玉	庫	支	出	金								1
						1	玉	庫	補	助	金		1
4	県	支		出	金								1
						1	県	補	Ì	助	金		1
5	繰		入		金								20, 899
						1	繰		入		金		20, 899
6	繰		越		金								1
						1	繰		越		金		1
7	村				債	:							1
						1	村				債		1
			歳		入		合	計	-				26, 850

歳 出 (単位:千円)

				売										IJ	頁					金	額
1	漁	業	集	落	排	水	事	業	費												14, 781
										1	漁	業	集	落	排	水	事	業	費		14, 781
2	公				債				費												12, 068
										1	公				債				費		12, 068
3	予				備				費												1
										1	予				備				費		1
					歳			出			合		Î	計							26, 850

議案第18号

平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算

平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,125千円と定める。
- 2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。 (歳出予算の流用)
- 第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位:千円)

***																1 1=== 1	
			款							項					金	額	
1	分	担 金	及 ひ	が 負	担	金											1
							1	分	担金	: 及	び	負	担	金			1
2	事	業		収		入											563
							1	下	水		道	収		入			563
3	玉	庫	支	出		金											1
							1	玉	庫		補	助		金			1
4	県	支		出		金											1
							1	県		補		助		金			1
5	繰		入			金										4,	556
							1	繰			入			金		4,	556
6	繰		越			金											1
							1	繰			越			金			1
7	村					債											2
							1	村						債			2
			歳		入			合		計						5,	125

歳 出 (単位:千円)

				志	欠					項								金	額		
1	農	業	集	落	排	水	事	業	費												2, 814
										1	農	業	集	落	排	水	事	業	費		2, 814
2	公				債				費												2, 310
										1	公				債				費		2, 310
3	予				備				費												1
										1	予				備				費		1
					歳			出			合			計							5, 125

議案第19号

平成21年度座間味村航路事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成21年度座間味村航路事業特別会計予算

平成21年度座間味村航路事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ570,353千円と定める。
- 2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、150,000千円と 定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

歳 入 (単位:千円)

		款						項			金	額
1	事	業	収	入								570, 348
					1	運	航		収	入		568, 344
					2	営	業		収	益		2,001
					3	営	業	外	収	益		3
2	繰	走	戉	金								1
					1	繰		越		金		1
3	村			債								4
					1	村			-	債		4
			歳	入		合	計					570, 353

歳 出 (単位:千円)

		款						項					金	<u>- </u>
1	運	 航	 費	用									31/2	356, 545
1	Æ	/1/ [具)11	-1	+/-		r t	→			曲		
					1	旅		名				費		5, 307
					2	自	動車	航	送	取	扱	費		316
					3	貨		牧	7			費		418
					4	郵	便	耵	Ż	扱		費		1
					5	燃	料	潤	滑	油	Ħ	費		132, 687
					6	養	白	i	7	水		費		1, 104
					7	港						費		5, 765
					8	雑						費		1, 308
					9	船						費		209, 639
2	営	業	費	用										122, 804
					1	保		跨	é			料		2, 307
					2	減	価	賃	¥	却		費		1
					3	船	舶	偱	Ħ	船		料		56, 646
					4	航	路	寸	Ē ,	施言	設	費		1, 116
					5	店						費		62, 734
3	財	産	<u> </u>	費										4
					1	普	通	具	才	産		費		3
					2	積		7	Ĺ			金		1

		款						項			金	額
4	事	業	税	費								13, 681
					1	営	業	外	費	用		13, 681
5	公	·····································	Ę	費								76, 819
					1	公		債		費		76, 819
7	予	婧	Ħ	費								500
					1	予		備		費		500
		Ţ	歳	出		合	計	ŀ				570, 353

〇 議長(宮平秀保)

これで説明を終わります。

日程第2. 議案第11号 平成21年度座間味村一般会計予算についてを議題といたします。 これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

15ページを開けてください。村税、固定資産税の現年度課税分の家屋の分が、総務課長、前年度20年度より94万3,000円減っていますよね。その減った理由は何ですか。家屋税というのは普通、評価かえとか、いわゆる減価償却分があれば、これが減りますけれども、これが94万3,000円ということは、どのようになってこういう数字になったんですか。減になっております。

〇 議長(宮平秀保)

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長(垣花 健)

宮里議員の御質疑にお答えいたします。固定資産税の家屋、前年度当初予算比較で94万3,000円の減になっていますが、これは3年に1度の評価替えによるものです。

〇 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

それから18ページ、地方譲与税です。1項地方揮発油譲与税、前年度はこれはなかったんですけれども、 今年は費目存置されていますね。これについて。これは新しく出てきたんですか。

〇 議長(宮平秀保)

垣花 健総務・企画課長。

〇 総務・企画課長(垣花 健)

はい、お答えいたします。地方揮発油譲与税。今回から新たに設けられた税です。これは従来の地方道路 譲与税、今回3目にもあるんですが、それの道路に関する費用。いわゆる道路特定財源という使途が撤廃さ れるということになりまして、当該譲与税の名称変更を行い新たな款項の区分、目の区分を設けることとなっ ているんですけれども、現時点においては地方自治法施行規則の改正が、現在国のほうで審議中でありまし て、まだ改正が行われておりませんので、これは県からの指導で一応費目存置で対応するようにという指導 がありました。それで、これにおいては今後補正等で所要の対応をしていくということになります。

〇 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

ありがとうございました。一たん私はほかの議員の方に譲り、あと一つだけ聞いて中断します。

32ページ、これは11款です。担当課長、使用料ですね、これも。農林水産業使用料。説明では、阿嘉漁協巻き揚げ機と言いまして、これは新たにそこに計上されておりますけれども、使用料は24万円とありますけれども、これの説明をしてください。それで一緒に、これは場所はどこに置くんですか。現在は阿嘉漁港が整備されておりまして、私はこの前行って見てびっくりしたんだけれども、漁船、漁具の修理場がつぶされて、きれいに整備されている状況の中でありますけれども、それもあわせて、ついでにお願いします。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

水産使用料なんですが、阿嘉港の巻き揚げ機。これは今旧港の県の事業で整備をしております。そこにある巻き揚げ機の使用料としております。以前に巻き揚げ機設置条例がありまして、徴収するということで、これまであったんですが、なかなか徴収に行かなかったものですから、今年からは徴収していくということで計上しています。

〇 議長 (宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

〇 8番(金城勝英議員)

三、四点ぐらいお聞きしたいと思います。32ページなんですが、商工使用料の中にくじらの里の広場の使用料がございますけれども、平成20年度におきましては300万円ですが、今年度は450万円計上しておりますが、これ150万円増になっていますが、どうしてか、その根拠をお願いしたいと思います。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

商工費の使用料、くじらの里の件ですが、これは今、株式会社21・ざまみのほうに委託をしてキャンプ場、そしてコテージの管理をして、そして毎月使用料費として徴収してもらっているんですが、そのふえた理由は、今のコテージが平成2年に整備されておりまして、長年たっております。それで施設のトイレの故障とか、そういうことがあってですね、これまでは3棟で使用をしていたということで、2棟は使えない状況があって去年は300万円でした。今年はトイレの修理そういうのができましたので、2棟が使えるということで、実績から見込んで450万円としております。

〇 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

〇 8番(金城勝英議員)

これは実績を見てのものですね。それに関しましてちょっとお聞きしたいんですけれども、そちらに宿泊される方々の実績といいますと、役場のほうに何か報告があるみたいですけれども、ここにおきまして、もしその金が、この450万円ですね。入らなかった場合に、もし300万円が入った場合は、その300万円を入れてそのままでよろしいんですか。それとも21・ざまみがそれだけ請け負っているという形になっているんですか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ただいまの御質疑なんですが、株式会社21・ざまみの場合は、その委託。徴収業務を受けておりますので、不足を21・ざまみが納めるとかということではないです。徴収業務を請けて、その使用者の分だけを納めるということになります。

〇 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

〇 8番(金城勝英議員)

私がお聞きしているのは、3年前ぐらいですか、とにかく300万円をまだ21・ざまみが払っていないということで、もたもたしたことがあったわけなんですが、これにつきましては実績が例えば150万円しか入らないのに、300万円を必ず取るとか。こういったものの考え方は私はちょっと変だなと思って、前からよく言っていたんですけれども、村におきましてはやはり実績につきまして取ってもらいたいと、このように思います。

それから43ページでございますけれども、物品売払収入でございます。これは多分RAC (琉球エアコミューター) の株だと思います。これは今ゼロになっている形になっておりますが、これは売れないで減にしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

〇 議長 (宮平秀保)

垣花 健総務・企画課長。

〇 総務・企画課長(垣花 健)

金城議員の御質疑にお答えいたします。前年度1,000万円計上は昨年の3月定例議会でお願いしました琉球エアコミーュターの本村の持ち株分の売却のための予算でした。これが平成20年度において売却先がほぼ決まりましたので、今年度は売払はありませんので費目存置ということでございます。

〇 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

〇 8番(金城勝英議員)

決まりましたということはわかっているんですけれども、これが入る時点というのは補正でやるのか、そのまま、もうそのまま通っているからそのまま入れるんですか、この金の行方というのは年度外に入るものですから、例えばあれは平成20年度の予算に上げたんですよね。それで平成21年度に売れて、この金が入った場合にはどのように処理するのか、ちょっとお聞きします。

〇 議長(宮平秀保)

垣花 健総務・企画課長。

〇 総務·企画課長(垣花 健)

ただいま売却先の久米島町の役場のほうと売買契約の準備を進めておりまして、年度内に、平成20年度 内に座間味のほうへ、その株の代金というのが入ることになっておりますので、次年度に入ることはござい ません。

〇 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

〇 8番(金城勝英議員)

よくわかりました。 1,000万円売れるということは非常にいいことですので。やってください。 それから支出の面ですが、75ページでございます。国民健康保険の特別会計の繰り出しが去年より750万円増になっていますが、どうしてそんなになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

〇 議長 (宮平秀保)

宮平真由美住民課長。

〇 住民課長 (宮平真由美)

一般持ち出し分の支出に関しては、医療費等の伸びによるものでございます。

〇 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

〇 8番(金城勝英議員)

これはやはり750万円というのは相当の大きなものだと思うんですけれども、これだけ入れないともう 運営ができないという解釈でよろしいですか。

〇 議長(宮平秀保)

宮平真由美住民課長。

〇 住民課長(宮平真由美)

ただいまのところはその予定でございます。ただ医療費に関しましては、その年度に大きな差がございま すので全額繰り入れということは決算の時点ではまだわからない状態でございます。

〇 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

〇 8番(金城勝英議員)

よくわかりました。特に国民健康保険におきましては、まだ決算等、締めないときによく補正で減にしたりいろいろありましたので、やはり前もってそんなにたくさん入れるのでしたら今年度は大丈夫だと、このように考えたいと思います。

それから86ページ、一度に行きたいと思います。簡易水道、去年より1,330万円増になっていますが、その繰り出し分において、ちょっと説明願いたいと思います。

議長(宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

ただいまの金城勝英議員の水道の繰出金の増の質疑にお答えいたします。後で簡易水道の特別会計予算が出てくるんですが、増減がいろいろと支出項目で出てきますけれども、主な増としましては委託利用の中で水道のビジョンの策定委託という項目があります。これは国庫補助の対象にならないものですから、今後の水道事業をどう整備していくのか、特に湛水面積、いわゆる水源の確保をどう図っていくかということで、中長期的な計画の策定に予算を計上しております。これが一番大きなもので、あとは増額になったり減額になったりいろいろ小さいのがありますけれども、主な増の要因はビジョンの委託料です。

〇 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

〇 8番(金城勝英議員)

これにつきましては、やはり補助金の外の事業を進めるためにおいては、補助金外のものは一般からということで、考えているわけですね。ありがとうございました。

それからあと1点でございますが、111ページ。港湾建設のものでございますけれども、座間味港の修理施設の取り壊しが120万円入っていますが、これにつきましては、これは例えば起債等とか、そういったものの絡みというのはどうなっているのか、それをお聞きしたいと思います。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ただいまの御質疑、港湾施設の、あれは船舶の修繕といいますか、そういう施設で村のほうで単独で整備されたということになっています。起債のほうも調べましたら、もう既に償還も終わっております。それで今の状況はとても危険な状況なものですから、一時はロープを張り巡らしたり、いろいろしたんですが、ちょっと外してまた入ったりするという。また何か事故があった場合、村にも責任がありますので早目に取り壊して安全対策をしたいということで計上しています。

〇 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

〇 8番 (金城勝英議員)

よくわかりました。起債的な絡みはないわけですよね。みんな償還してないということでの改修ですね。 そして今後の見通しにつきましては、そこに何か建てようという計画等はありますか、ちょっと聞きしたい と思います。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

今の時点では、そういう漁船修理施設とか、そういうことについてはまだ計画等はありません。

〇 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

〇 8番(金城勝英議員)

よくわかりました。これで終わります。

〇 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

41ページです。ダム管理委託金400万円。これは以前から管理をしている方は同じ方ですか。

〇 議長(宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

県から委託を受けまして、歳出のほうは河川費のほうに計上してあります。担当職員なんですけれども、 環境衛生課の職員を管理のほうに充てております。現在は仲村主任が管理のほう。県の併任辞令を受けて勤 務しております。

〇 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

わかりました。今はこの1点で終わっておきます。

〇 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

2点だけです。41ページなんですが、農林水産業費県委託金とありまして、漁港管理委託金7万6,00円というのがありますけれども、その管理というのはどういうものを主にやっておられるのか、その辺をちょっとお願いできますか。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

農林水産業費県委託金の漁港管理委託金なんですが、これは漁港内の清掃です。実はこれは賃金は充てられなくて、いわすれば消耗品等を購入して充てるということで、今ちょうど阿嘉の青年や色々な人がボランティアをやっていますので、そこにごみ袋を買って提供するとか、飲み物を提供するとか、そういう形で使う清掃賃金という形です。

〇 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

この漁港の管理委託金は10年間で10分の1の金額になっているみたいですけれども、あと漁船以外の船の無料係留といいますか、漁船は今漁港ですので、申請をして無料で係留ができるようになっていますけれども、その他のものは係留にしても着岸にしても料金徴収をしなければいけない業務というのがあるはずなんですけれども、これは今計画的にどういう感じになっているのか、今のまま申請もしないで自由にやるのか、それとも今後村がやるのか、漁協がやるのか、あと区に委託するのか。そういうのはやはり徴収した場合には手数料というのが入ってきますので、それを今後どのようにするのか、計画があるのかどうか、その辺をちょっとお答え願えますか。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ただいまのご質疑、漁港の使用料金という徴収の件なんですが、今漁港を使用している現状は漁民、そしてダイビング関係やプレジャーボート関係、持っている方たちで使用しております。使い分けとしてはまた新港のほうに新しい船揚げ場があって、最近はまた暴風ネット等も整備されましたので、その辺の使い分けは今組合長とも相談をしております。できるだけ漁船は旧港での接岸をしようと。あとダイビング関係、プレジャーボートはできたら新港のほうに移動させていくというような、そこら辺までの相談はやっております。使用料の徴収の件なんですが、これは徴収したら県のほうに納めることになっておりまして、1隻、船の大きさによって違います。何艇かはちゃんと手続をして県に納めておりますが、今は大方納めていない状況にありますので、やはりちゃんと漁港を使用することですので、ちゃんと船主といろいろ相談をして徴収して納めるような形はこれからという考え方を持っています。

〇 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

ちゃんと申請をして動かせるなら手続方法がありますので、その辺は指導しながらやっていただきたいと 思っております。とりあえずこの1点をお聞きして、しばらくほかの人の質疑をお願いします。

〇 議長 (宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

去年、いわゆる菊地レキ基金からできた「戦世を語り継ぐ」ですが、一部販売もしていると思うんですが、 そのお金はどこに入るんですか、雑入処理なんでしょうか。それが項目にないんですが、お伺いします。

〇 議長(宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

中村議員の質疑にお答えします。平和学習ガイドブック、これは雑入に入っております。以上です。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

雑入の中の7番の雑入は1,000円ですね。あれは1部1,000円で売っているはずですけれども、 平成21年度は1部しか売れる見込みがないんでしょうか。

〇 議長(宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

1部1,000円ですけれども、去年の実績は約50部ぐらいは売っております。以上です。

〇 議長 (宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

大切な基金を活用してやった資金であってですね、またこれまで発行部数が幾らで、いわゆる村内関係者には無償譲渡したと思うんですが、いわゆる発行部数に対して売れた部数、現在までに売れた部数、無償譲渡した部数、合計で幾らありますか。

〇 議長(宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

県内の公共団体、例えば市町村とか図書館、博物館等には無償で約100部ほど。あと村内の方にも無償提供、配布してあります。これが約150部ですか。売っているのが50部ぐらいですか、約300部ぐらい無償及び販売をしております。以上です。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

今はあと何部ぐらい残っているか。

〇 議長(宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

発行部数が2,000部ですので、千五、六百部は残っています。

〇 議長 (宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

あと1,500部残っているということなんですが、これが雑入で入ってしまうと、もし増刷、あるいは前の計画の中ではマップの作成までやろうかという、この売上げの中からという話もあったんですが、これは雑入に入ってしまうと、そのまま流用される可能性があるんですが、また新たに基金を崩してそれをやるのか、この売上金も多少は管理しないと意味がないんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

〇 議長(宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

菊地レキ基金は多分もうないかと思いますけれども。多分そのガイドブックにでも回すかと思います。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

菊地レキ基金はしばらくは残っている、全額は崩していないはずですけれども、もしこの「戦世を語り継ぐ」の復刊ということで、いわゆる戦跡マップなどをつくろうかという話も出ていたわけですけれども、これを発行するとやはり基金を崩す崩さないは別にして、50部ということは5万円ぐらいの売上げがあるわけですから、それはそれに充てるべきじゃないかなと思うんですが、これが一般に雑入として入ってしまうと、どこで使ってもおかしくないわけですよね。だからその辺の売上げは、また新たな関連の事業に活用できないかということを聞いているんですよ。どうですか。

〇 議長(宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

当初はガイドマップも予定しておりましたけれども、ちょっと部数が余りにも少ないということで、このガイドマップ代もガイドブックに回しております。教育委員会としては、マップもぜひつくりたいんですけれども、財政上の問題で今総務課と協議しているところです。できたらもう一度検討してマップ及び戦跡標識ですか、それもやっていきたいと思います。以上です。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

2番(中村秀克議員)

現在150部程度、販売ができていると。次年度でも幾らかの売上げは多分、購入者や希望者がいると思いますので、そのお金を雑入に入れてもいいですが、いわゆる金額が幾ら入ったというのはあれしてですね、やはりこの金額はその関連に使うときにそれに流用、いわゆる教育委員会の中のあれを流用するということでやってもらいたいと思います。やはりこれはこれの売上げですから、やはりこれに関連した事業に使ってもらいたいと。いわゆる雑入で入った分は使うときにいわゆる一般会計の繰り越しから教育費の中で何か、いつ使うかわからないと思うんですが、これは幾ら売り上げたというカウントをしてですね、何かに利用するときにその金額、それを流用して、そのために使うように考えてもらいたいと思います。以上です。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

103ページと104ページの補正ですけれども、くじらの里公園の件で、施設管理委託料が350万円、これはそちらの21・ざまみの委託料ですか。観光費の13番です。

〇 議長 (宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ただいまの質疑、観光費の委託料の施設委託なんですが、これはくじらの里、そして展望台等の委託。これは株式会社21・ざまみへの委託と考えています。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

観光費の11番需用費の観光施設光熱費167万円、これもそうでしょうか。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

需用費の光熱水費なんですが、これは観光施設でくじらの里、あとニシ浜とか海洋体験とかそういうものを全部含めての光熱費になっています。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

そのくじらの里公園については予算審議のときに質疑しているんですけれども、これは各くじらの里公園の事業は1つとは限らないんです、入っていますけれども、年々荒れていって利用も減っていっているんです、これを10年ベースで考えてみますと、相当の金、予算をつぎ込んでいますよね。それでこれも含むという形ですけれども、ぜひ単体でくじらの里関連、一つの事業として全部出していただきたいと思っているんです、これは毎年言っているんですけれども、この中には草刈料は別の予算で入ってきていますよね。21・ざまみがやっているわけじゃなくて、21・ざまみさんは料金の徴収業務だけですよね。それで350万円がほかの施設管理も含めて入っていますけれども、このくじらの里、キャンプ場ですけれども、青少年育成村ですか、含めて実際にどれだけの経費がかかっているのかと。そしてどれだけ収益が上がっているか、また、14節(使用料)くじらの里用地賃借料247万1,000円、これもそうですよね。確認を求めます。

観光費の14節使用料及び賃借料247万1,000円、くじらの里用地賃借料とありますけれども、これもその同じ場所ですね。キャンプ場の土地代ですよね。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

使用料、くじらの里の使用料です。今地権者が16名います。筆数にしては22筆ということです。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

去年も同じ質疑をしていますので、実際、じゃあくじらの里は年間、経営的に幾らかかっているかという ことをトータルでお聞きしたいんですけれども、よろしくお願いします。

〇 議長 (宮平秀保)

暫時休憩いたします。

休 憩 再 開

〇 議長(宮平秀保)

再開いたします。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ただいまの御質疑のくじらの里にかかった経費なんですが、今需用費から使用料すべて計算をするのに時間がかかりますので、後で資料を提供したいと思っています。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番 (宮里清之助議員)

同じことを何回もお聞きしていますけれども、ぜひこれは、どこまでを見るか非常に難しいんですけれども、くじらの里、我々が一般的に言っているのはキャンプ場、これに対して幾ら村が年間出しているかということですよ。この予算書では住民も非常にわかりずらいです。実際、収益が幾ら上がって、10年ベースですが5年ベースでいいですよ。幾らの金を財政難の中で我々があそこにつぎ込んでいるかということです。そしてそれをちゃんと正しく見て、そういったものとして村民もその場所に金をかけている分だけの位置づけで見ないといけないと、せっかくお金をかけていますから。ぜひそれは、この予算の場の議会だけじゃなくて、ぜひこれは出してください。ざまみ広報でもいいですから。そのあり方、キャンプ場のあり方、それでやはりそれに対しての我々のこだわりといいますか、村のこだわり。それから実際に必要か必要じゃないかも含めて、決して反対とかそういうあれじゃないですよ。悪い意味じゃなくて出すべきだと思います。それと先ほどもありましたけれども、委託契約ですけれども、それを出すことによって受け入れ契約等の話も見えてくるんですよ。本当に委託契約が正しいのか、請負がいいのかということは随分議論が必要だと思いますので。こういった形で資料をつくっていただけるかどうかだけ、お答え願えますか。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

くじらの里の状況についての資料の提供なんですが、先ほども申し上げましたとおり、歳入歳出の資料を整理して、それは提出できると思います。あと広報などでの周知をするかどうかについては、ちょっとまた役場内でいろいろな相談をして、その辺はやってみたいと思います。やはりキャンプ場としても、これまで村としても必要として、そういう補助事業を入れて整備してきておりますので、今のような使用の委託の状況とか、そういうのを含めていろいろな検討をして、報告をしたいと思います。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番 (宮里清之助議員)

今まであったからということで事業を維持するのではなくて、全部反対ではありません。そこら辺の見直しとか、そういうのをやらないと、この財政が厳しい中で根本的なことが解決できないだろうと思っています。それで教育委員会のほうにお聞きします。136ページ、教育費の文化財保護費。プレハブリース料とありますね、88万3,000円。これは補正予算でしたか、プレハブを移動するという形で、これは同じプレハブですよね。200万円かけて後ろのプレハブを壊して新しいものを持ってくるという話と関連する話でよろしいですね。それを今回こちらに来ますけれども、このリース料ですね。これは歴史的資料を保管する倉庫としてつくられたわけですよね。そこのほう、よろしくお願いします。

〇 議長(宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

阿真交流センター横のヤーは、文化財を保管する資料室でございます。5年リースでございます。以上

です。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

すみません、その辺まだ私は知らなくて、その資料室をつくるいきさつについて、お教え願えないですか。

〇 議長(宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

本村はその資料館等はございませんので、歴史に残るいろいろな資料等、あとは貝殻、貝類とかそういうのを保管するためにリースで行っています。以上です。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

今回この資料室はいらないということになるわけですか。

〇 議長 (宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

役場のほうの後ろの2階のプレハブがもう老朽化ということで、それを利用して事務室をつくるようです。 それで委員会としましては、阿佐の太陽発電のバッテリー室がありますので、そこに移動していきたいと思います。以上です。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番 (宮里清之助議員)

この資料室、つくって5年ですか。ですよね。要するに年間95万円、土地代を入れてつくってきて5年間で500万円近く、トータルで使った形になるんですけれども、当初につくった目的も達せられたという形と、それとかわりの場所が、今回あれは去年ですか、農産品加工施設ということで村が電力から貰ったものですよね。そこに移すということですね、違いますか。

〇 議長(宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

電力さんから無償で提供されたかどうかわかりませんけれども、とりあえずあっちの一室に保管することになっております。以上です。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

今の件、勘違いしていますので説明してもらえますか。あの村営住宅のとなりのあれですよね。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

沖縄電力の以前にやった太陽施設です。それは確かに譲渡を受けていると思っています。以前に議会のほ

うで説明したのは、かつおぶし、なまりぶしをそこでしたいということで、その製造所から要望がありましたので、そこを使うということを予定していましたが、その方がかつおの材料の仕入れが難しいということで、今現在はそこでの事業を進めるのは難しいということがあって、今はその施設は使っていないという状況にあります。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番 (宮里清之助議員)

結局その施設は産業振興課から教育委員会に管理が移るということでよろしいんですか。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

施設の管理については、これから相談してやっていきたいと思っています。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

ということは一時保管ということで、今回は向こうに移すということですね。実は何を言いたいかといい ますと、この倉庫は交流センター阿真にあるプレハブですよね。実際これまでに500万円ぐらい使ってい るんですよね。使っていますよね。別に今回移すのに反対ではないですよ。そういったものに対して、そう いったものが金をかけてできているということを安易に、例えばあれは村の歴史資料、そういったものの教 育資料ですか、それは必要性があるということで倉庫をつくったわけですよね。これを要するに、この辺の ことが場当たり的に変わっていくんじゃなくて、ちゃんとそれはそれで評価しないといけないし、500万 円という金が使われているんですよ、あれ。そして今回、来年でリースが切れるんですよ。切れたら別に次 のに使っていいんですかという話は、ちょっとおかしいんじゃないかということなんです。だからこの電力 の件についても、移すのであればちゃんと移してもらいたいし、この話をなぜ今しているかと言いますと、 別に教育委員会を責めているわけではなくて、キャンプ場も含めて3年間をめどじゃなくて、この5年間に 幾ら金を使っているかということです。ある程度、こういったことについては見直しをちゃんとやらないと いけないということを言っていて、ただ目先のことだけで使えるものがあるから、そのまま使ってしまえじゃ、 これは過去の5年間は何のためにやっているのかということです。それで教育委員会にちょっとお聞きした いんですけれども、その倉庫に入っている資料の目録もぜひつくってください。何が入っているかわからな いような状況では、年間500万円、この5年間に500万円をかけてそれだけの形というのは出てきませ んよ。やってきたという、いろいろ集めてきたというものですね。何を集めてきたのかと、ぜひそれもつく る予定があるかどうか、お願いします。

〇 議長(宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

ただいまの質疑にお答えします。移設というか、移動するときに目録をチェックしながらつくっていきたいと思います。以上です。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番 (宮里清之助議員)

質疑をかえます。11款総務使用料ですけれども、ざまみ総合センター146万8,000円、阿嘉総合センターが5万円ですけれども、使用にこれだけ差がありますけれども、これはどう考えていますか。32ページ…。

〇 議長(宮平秀保)

垣花 健総務・企画課長。

〇 総務·企画課長(垣花 健)

これだけ差があるのは、ざまみ総合センターの場合は21・ざまみさんが使っている事務所の費用、使用料と、ざまみ食堂の使用料も入っておりますので、これだけの使用料に差が出ております。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

月に6掛ける…違いますね。人口は座間味島のほうが多いですから、あれですけれども、3番の公民館使用料、慶留間が結局6万4,000円多いですよね、あと阿佐公民館と阿真公民館が5,000円で、突出していますよね。これは何か…。

〇 議長 (宮平秀保)

垣花 健総務・企画課長。

〇 総務・企画課長(垣花 健)

公民館使用料の計上につきましては、現在の使用状況等を勘案して、実績に基づいて計上しております。 ただ、慶留間の公民館の使用料が確かに突出していますけれども、その辺についてはまだ分析はしておりません。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

この慶留間の使用状況については把握されていないということですが、これはもしかしたら地域で相当使っているのかな。この辺はちょっと区のほうと調べて考えて、慶留間区だけが相当負担しているんじゃないかということも考えられますので。

〇 議長(宮平秀保)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

〇 議長(宮平秀保)

再開いたします。

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

104ページ、役務費の中に施設賠償責任保険艇庫、ニシ浜施設というようにありますけれども、これの内容をちょっと教えていただいてよろしいですか。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ただいまの御質疑ですが、これは役務費の施設の保険なんですが、艇庫そしてニシ浜のこれは売店施設に

なります。両方の保険と。ニシ浜については、施設内で火の取り扱いをしますので火災保険も含めて今年は 契約しようということで、計上しております。

〇 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

艇庫の場合は、前回不幸にも事故があってけがをされた人がいたんですけれども、その施設だけですか、 それとも人間に対する賠償責任保険も入っているんですか、その辺をちょっと教えていただいてよろしいで すか。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

施設、そしてけがをした場合のものも含めて保険をかけて契約するという考えです。

〇 議長 (宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

前々から早く保険をかけるようにということでやっていましたので、前進がありましたので非常に喜ばしいことであります。あともう一つ、需用費と委託料ですか、委託業務の中にダイビングセイリング委託料550万円とあるんですが、11の需用費の中に燃料費として括弧してライフセーバーとあるんですが、これが何で2つにわかれているのかなと。同じライフセーバーなのに。委託料の中に入っていないのかなということですね。104ページの一番上のほうです、ライフセーバーと書いてある燃料費。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

観光費の需用費のほうから燃料費なんですが、ここにライフセーバーと書いてあるのは、村が整備しているジェットスキーの燃料に当たります。そういうものは委託料の中に入れないということで、今回は燃料費として計上してあります。

〇 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

村が持っているジェットスキーというのは、これは座間味のほうから阿嘉のほうに行ったりとか、実際に 救助を行うときとか、見回りのときの燃料費として考えてよろしいんですね。わかりました。

次に同じ104ページ、19番の中にホエールウォッチング協会、ホエールウォッチングフェスタ、あと観光費の中の旅費の中で、ホエールウォッチングフェスタでもいろいろ補助金であったり、旅費とか出しているんですが、ホエールウォッチングを奨励といいますか、大きく発展させるために必要なことなんですが、実際これだけの補助金を出しておきながら、今受け入れの体制といいますか、事務所といいますか、ただ非常に貧弱なんです、見た目。夏は倉庫、何か物を置く倉庫になっていますよね。見た目非常に悪いです。今ちょうどシーズンですけれども、倉庫の中で事務をやっている。お客さんもそこを通っているような感じに見られがちなんです。実際、今のその場所といいますか、その旅客ターミナルがほとんどあいている状態といいますか、何にもないわけですよ。あの使用、なんでそういう状態になっているのか。これをちょっと説明してもらってよろしいですか。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ただいまのホエールウォッチング協会が単年度で使用している件なんですが、実はホエールウォッチング協会がスタートした当初はですね、総合センターのほうでやっておりましたが、年々ウォッチングに来るお客さんもふえたことと、またこの船を案内する場合のこの船の発着、港を利用しますので、そういう面。人の流れ等いろんなすべてを考慮した結果、港のほうがいいのではないかということで、平成10年にそのターミナルが整備できましたので、そこのほうに移して、そういうホエールウォッチングをやっていこうという形でこのターミナルを使用するということでやっております。確かに夏場は事務所がちょっと閉まった状態になってはいますが、これからについては、またちょっといろいろ見苦しくないようにやっていきたいと。特にまた夏は多くの人たちがここを出入りしますので、そういう形をとりたい。また冬場でもそういう協会、ウォッチングだけではなくて、夏場にはみんなパネルの展示も続けて外のほうでやっておりますので、よろしくお願いします。

〇 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

課長ちょっと、ターミナルを使っていることが悪いように私が言っているようにとられたんだけれども、 違うんですよ、あそこを使うのはいいわけですよ。逆に今は何でああいう状態になっているかということを 私は言っているわけです。あそこをちゃんと小分けしてですね、今の状態は非常に見苦しいわけですよ。事 務所は事務所とした形で使ってもらったほうが夏も倉庫状態なんですけれども、今は見えるわけなんですよ 表に。非常に見苦しいわけですよ。そしてくじらのお土産品であろうがですね、ちゃんと展示できるような 形になぜできないのか。あれは村が使っちゃいけないと言っているのか、国が使っちゃいけないと言ってい るのか、県が使っちゃいけないと言っているのか、私はわかりませんけれども、なぜそこをちゃんと整理し て使わす方向に持っていってくれないかなと言っているわけです。実際にこの間、産業祭りが終わった後の 向こうは、何にもないでそのまま捨てて置いてある空間ですね、単なる。だからそこに例えば先ほど課長が おっしゃっていましたけれども、パネルも年間を通じて飾ってもいいです。ダイビングのあれもそうですよ ね、皆さんは今プロジェクターとか持っているわけですから、夏にホエールウオッチングを流してもいいわ けですよ。逆に冬はプロジェクターでこれも流しながら、夏のダイビングのよさを冬のお客さんにアピール しながらやっていく方法。これも総合的に、トータル的に考えてもらわないと、同じお金を出すのであれば 有効な使い方をしてくださいと。だから何であそこがあの状態で仕切りも入れられないのか。商工会が今の 状態でしか入れられないのかと、事務所区分けができないのかどうか。何があってそれができない状態になっ ているのか、その辺を答えていただいてよろしいですか。

〇 議長 (宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ただいま御指摘がありますように、確かに見た目はよくないというのは感じています。ホエールウォッチング協会そして商工会と今ああいう形になっていますが、やはり仕切りをつけて使うとか、そういう形になった場合、そのターミナルは県から管理を受けて村のほうで管理をしていますけれども、そういうことになりますと使用という形でまた県に申請したり、いろいろあります。そうした場合には使用料が出るということで、使用料も結局計算すると高額になるものですから、そういうのを含めて仕切りをつけたり、そういうこ

と等は今は使用届も出していませんので、やらないでああいう形で使わせているんですが、商工会そしてホエールウォッチング協会と相談して、もうちょっと見栄えのいいような使い方をしたいと思います。

〇 議長(宮平秀保)

仲村三雄村長。

〇 村長 (仲村三雄)

ただいまの座間味港のターミナル使用についてでありますが、この座間味港のターミナルはですね、国と県で満額を出してつくって、今は座間味村にはただ管理が委託されているだけで、財産は県のものでして、それを我々が今観光客を雨風から守るということでつくった建物でございます。そういった意味合いで、いわゆるターミナル機能というんでしょうか、人を集めて船に乗る、あるいは下りてきた方に一時そこでくつろいでもらうという目的以外には使ってはいけないというのがこれまでの流れでございます。それでいろいろとお願いをしてきまして、やっと船舶課が入れることは許してもらいました。というふうにして先ほどいろいろ担当課では使用料とかそういったものも計算しながらやってはいるんですけれども、将来的にはそういう形になりますよとは言われてはいるんですけれども、ただ問題は目的外使用ということで、すぐには使えないです。それで今どっちかと言いますと、できたらこういうふうに使わせてもらいたいということで、ホエールウォッチングと商工会、あるいは21・ざまみの販売店という形でやっていまして、将来的にはその方向に持っていくように今折衝しています。でも随分ハードルは下がってきていますので、もうしばらく、こちらの様子見をさせていただきたいということでございます。

〇 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

村長が今おっしゃられました目的外使用という話を国・県がそうおっしゃるんですけれども、しかし私たち、逆に言えば村民は、村長も含めてこれをつくったときには、いろんな形で使いたいと。ただ雨風をしのぐためにつくりますではなかったはずなんですね。だから私たちにも使用目的が何であるということを逆にもうちょっと強く出してやっていかないと、向こうがハードルを下げてくるのを待っていますと、恐らくそのときにはターミナルをまた作りかえしないといけない時分まで待つのではないかなと私は思うんですよ。だからもっともっと交渉をやっていって、逆に言えば住民みんなで、こうやってくれと県知事に嘆願をするぐらいのことを、動きをやっていかないと、このままの状態がかなり続くのではないかと私は思うんです。その辺を知恵を出し合いながら、とにかくみんなのもんだという意識を持ちながらやっていかないと、このままになると思いますので、その辺、お互いもうちょっと突き詰めあってやっていきましょうね。

〇 議長(宮平秀保)

仲村三雄村長。

〇 村長(仲村三雄)

ありがとうございます。ぜひこれを皆さんといいますか、たくさんの人で考えて解決していきたいと思います。もう少し説明をいたしますと、実はこの座間味のターミナルと渡嘉敷のターミナルが第一号でできました。できまして沖縄県内にこういった事情のあるところが8つあったわけです。多分、ちょっと確実な資料は持っておりませんが、多分ということでひとつ申しわけございませんが、西表の仲間港のターミナルができたところで、大体同様な施設は終わりです。終わりと聞いております。それでこれができたときに、3年以内には皆さんが使いたいという形で使わせようという考え方があったんです。要するにこの8つの整備をするまでは少し皆さん待ってくれと。その後にひとつ考えていきますからということで、第1号目の座間味と渡嘉敷は待ってきたところです。ですから今御提言があったように、地域でこういうふうに使いたい、

また今国の施策もできるだけ地域にマッチするような使用の仕方というふうなことで、どんどん行政の内容も変わってきていますので、ぜひお知恵を貸していただいて、一日でも早くこれが使えるような状況に持っていきたいと。それとこれは余談になりますけれども、阿嘉のターミナルは村の財産でございますから、こちらの使い方で使えます。以上でございます。

〇 議長(宮平秀保)

6番 宮里祐司議員。

〇 6番(宮里祐司議員)

まず37ページです。ちょっと関連する質疑になってしまうんですが、まず定額給付金ですね。この定額給付金の申し込み書の送付予定日あと支給予定日をお願いできますか。

〇 議長(宮平秀保)

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務·企画課長(垣花 健)

お答えいたします。定額給付金につきましては、去った2日目の議会ですか、補正予算を議決していただきましたけれども、現在、申請に向けての作業を進めております。今月末をめどに発送いたします。給付については4月の下旬というふうに、補正予算の質疑の中でも申し上げましたけれども、なるべく早く給付できるように準備を進めたいと思います。

〇 議長(宮平秀保)

6番 宮里祐司議員。

〇 6番(宮里祐司議員)

わかりました、ありがとうございます。この給付金ですね、この給付金による費用対効果なんですけれども、これは給付全体の40%が実際使用される部分なんですね。それによる効果がGDPが約0.4%アップするという非常にすばらしい即効性のある経済対策になります。村内においても、これは早目にほしいという声がたくさん聞こえてまいりますので、早急に支給していただきたいと思います。

最後に全国のトップを切り支給を受けとった青森県の西目屋村の山下よしえさんのお話をしたいと思います。これは将来消費税の値上げがどうなるかわからないが、今は支給がうれしい。魚などの食事代にしたい。最初に仏壇に供えたいという話を本人されておりました。全く同じような気持ちを持っている方が村内にもたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひ早急に行っていただきたいと思います。

次にですね、子育て応援特別手当についても同じようにお聞きしたいと思いますが。

〇 議長(宮平秀保)

宮平真由美住民課長。

〇 住民課長(宮平真由美)

ただいまの宮里祐司議員の質疑についてお答えいたします。子育て応援特別手当給付金のほうも、総務課の定額給付金と同じような形で同日、同じような形で発送いたしまして、4月の中旬を支給めどにしております。

〇 議長 (宮平秀保)

6番 宮里祐司議員。

〇 6番(宮里祐司議員)

わかりました。早急にこちらのほうもよろしくお願いいたします。

次に98ページです。こちらの畜産費のほうで車検整備費という部分に当たるかどうかはちょっと…、車 検整備費という部分でちょっと関連する問題なんですけれども、現在、座間味港の駐車場のほうに大分前か ら放置されている2トントラックがあるんですが、そのトラック、実際に今動いているかどうか私は、ちょっとまだしっかり調査はしていないんですけれども、それについてちょっとお聞きしたいと思うんですが、そのトラックの件ですね。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ただいまの御質疑、座間味港に放置されているその車の件なんですが、実はその2トントラックはですね、補助事業で受けている車両です。何年からかはちょっと覚えていないんですが、台風時の大雨の際に、牛舎等の飼料を持ち出すということで、一応使っていた際に、雨で湿地帯の深さがわからない状況の中に入っていってしまって水没をしてしまったというのがあってですね、それで修理をしないといけない状況で今はそのまま置いてあるんですが、この修理をするために費用が幾らかかるかという見積もりなどをとってみました。そしたら90万円ほどかかるということでありましたので、何回か予算計上をして修理をして使いたいということでありましたけれども、やはり村も財政が厳しくてですね、なかなかそこの修理までは至っていなのが今の現状です。この前の車検の際に、整備屋さんにも一応は見ていただいておりますので、早い時期に修理等をやっていきたいなと思っています。

〇 議長(宮平秀保)

6番 宮里祐司議員。

〇 6番(宮里祐司議員)

わかりました。では一応修理をして、そのまま使っていくということですね。わかりました。ありがとう ございます。

次に88ページをお願いします。衛生費の予防接種です。インフルエンザ24万円の部分についてお聞き したいと思います。

〇 議長(宮平秀保)

宮平真由美住民課長。

〇 住民課長(宮平真由美)

ただいまの御質疑ですが、この予防接種のインフルエンザは薬液代になっております。

〇 議長(宮平秀保)

6番 宮里祐司議員。

〇 6番(宮里祐司議員)

わかりました、ありがとうございます。104ページをお願いします。ライフセービングの委託料です。 昨年度が約270万円、今年度は450万円増となっているんですが、単純に配置日をふやすために、これ は多く予算がつけられているのかどうか。いわゆる予算が増額している内訳の部分です、お願いします。

〇 議長 (宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ただいまのライフセーバーの配置の委託の件なんですが、去年は大変皆さんにライフセーバーの配置ができなくて御心配をかけて、また御迷惑をかけましたので大変申しわけなく思っています。今回は期間を延長しまして、7月夏休みに入る時期、20日から9月いっぱいということで約60日ぐらいとして計上して、そのために費用がかかっております。内容としては、これまでと監視の仕方は特に変わっていません。日数が多くなったということであります。

〇 議長(宮平秀保)

6番 宮里祐司議員。

〇 6番(宮里祐司議員)

ゴールデンウィーク、連休はどうですか。連休のその配置に関してなんですけれども。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

連休に関しても、ライフセーバーを配置しようと考えています。

〇 議長(宮平秀保)

6番 宮里祐司議員。

〇 6番(宮里祐司議員)

わかりました。では協会側からも何度か話し合いが持たれているということですよね。ぜひですね、可能であれば5月から確実に入るようにして、安心・安全の島ということを全面に出して売り出したいと思いますので、配慮をよろしくお願いします。

次に106ページです。これも関連する質問になってしまうんですけれども、昨年の12月に私が古座間 味に下りていく道路の部分を質問したんですけれども、道路認定されているかどうか。されていなければ道 路認定を早急にしていただきたいなということで、3月までには方向性を出してくださいということで、私 はお聞きしたんですけれども、実際、あそこの道路はどのようになっていったのでしょうか。まずはお聞き します。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

ただいまの御質問、古座間味農道の部分の認定の件なんですが、調べてみましたらですね、あれは過疎・辺地債で単独事業で整備してあるものです。一般の農道でありましてですね、認定とかそういうものはされてないです。今資料等が事務所が移ったりして、なかなか探せなかったんですが、きのう何日間もかけてずっと探したら、この整備は平成9年と平成10年に、2年にまたがってやっているんですが、そのときの土地を購入した資料とか、そういうもの等は確認しています。図面のほうがですね、まだ確認できていない状況でありますが、それを請け負った業者等に依頼して、そしてまたそれを設計していただいた業者にもお願いして、提供してくれるように、そういう図面等の依頼などは一応しております。

〇 議長(宮平秀保)

6番 宮里祐司議員。

〇 6番(宮里祐司議員)

この件に関してもですね、早急に調査をして手続をお願いしたいと私は12月に強くお願いしたと思うんですけれども、もう3カ月たってしまってですね、あと3カ月もすれば梅雨が始まるんですよ。梅雨時期がやはり道路が決壊するおそれがあるので。

議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

さっきちょっと申し遅れたんですが、先ほどの梅雨ということでですね、確かに今の道路の現状というのは、相当クラックが入っています。現場のあの工法が、本来でしたら擁壁をやってとか、そういう工法であっ

たけれども、その当時の工法は、いま言ったアンカー工法とか、そういうのではなくて、特殊な工法でやっているようです。見ましたらクラックが何箇所か入っているんですが、そのクラックを埋めてですね、そこに雨が降った場合に水が浸透しないような対策はとるということで、資材等は発注してですね、その段階準備は進めています。その道路のガードレールの部分を支えているコンクリートアスなんですが、これも普通の土場の上に乗っけてあるものですから、ちょっとやはり沈下して折れているとか、そういうものもありますが、今そこら辺は専門家を招いて、どういう形で補修するかをやっていきたいと思っています。とにかく路面については、早急に対策するということで準備を進めているところです。

〇 議長(宮平秀保)

6番 宮里祐司議員。

〇 6番(宮里祐司議員)

わかりました。道路認定も含めて、もし大規模に崩れてしまった場合、それにかかる経費等は計り知れない金額になってしまうと思いますので、今おっしゃった補修の部分と、あと道路の認定の件ですね、早目におこなっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、122ページです。育英資金についてんですけれども、現時点、現在までの活用件数、あと実際に 返済が行われている件数ですね、もし滞納されている方がいれば滞納額をお聞きしたいと思います。お願い します。

〇 議長(宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

現在、貸与人数は2人でございます。返済されている方は6名のうち3名が遅滞気味であります。滞納額はまた後で資料を提出します。

議長(宮平秀保)

6番 宮里祐司議員。

〇 6番(宮里祐司議員)

わかりました。今後、こういう滞納の方がふえてきますと、新たに借りたいという方が出てきても、借りれないという状況が出てくる可能性がありますので、今の滞納の方に関してもしっかりとした支払計画書の作成ですね、あと実際の計画。支払計画の相談を実施してください。もしそれが難しいようでしたら、逆に徴収班と一緒になってですね、ノウハウなどそういうのをしっかり聞いてやっていただきたいと思います。以上です。

〇 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

88ページ、環境衛生費とあるんですけれども、工事請負費の中に座間味地区墓地公園整備とあるんですけれども、これの場所はどこで、何棟ぐらい予定しているのかということだけ教えてもらっていいですか。

〇 議長 (宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

88ページの工事請負費、座間味地区墓地公園整備。場所については、座間味港東側の荷さばき施設の背後地になります。まだ用地等の手続が残っておりますけれども、公園施設から山手側にかけて、かなり起伏がありますので、それの整地作業ですね。既設の墓が一軒残っているものですから、実際、現場の整備をやっ

て区画整理等は現場対応で考えております。今のところは実際、整地をして段差が出てきますので、それで 判断したいと考えております。

〇 議長(宮平秀保)

暫時休憩いたします。

休憩再開

〇 議長(宮平秀保)

再開いたします。

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

二、三点、お聞きします。68ページの不在者投票についてお聞きします。今年は衆議院選挙、それから場合によっては村長選挙もあるかもしれないということで、これはここに上げていることだと思いますが、この不在者投票をする場合は、例年通り阿嘉・慶留間の方はここに来てするわけですよね。県からそのような指示があるということで、やるわけですが。その場合ですね村長、阿嘉・慶留間の方はやはり往復の運賃を出さなければいけないんですよね。それは何か援助はないですか、お聞きします。

〇 議長(宮平秀保)

垣花 健総務·企画課長。

〇 総務·企画課長(垣花 健)

お答えします。不在者投票の投票所についてはですね、これは選挙管理委員会が定めるものですので、こちらでどうのこうの言うわけにはいきませんけれども、今のところ不在者投票所を移動するというようなことは聞いておりません。それから、座間味で投票することとなった場合の内航路の運賃についてですが、ただいま確認中ですので、しばらく回答をお待ち願いたいと思います。

〇 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

では、これははっきりしないということですか。もちろん、これは選挙管理委員会の権限ですから、それを移動してするということはできないと思いますが、この往復の運賃はないわけですね。わかりました。

次、お聞きします。100ページ。先ほども話が出ていましたが、有害鳥獣駆除についてなんですが、かなりの効果があったようでございますが、課長、これは継続してやらないことには余り効果がないと思いますので、どうにかこれ、予算に7万4,000円というのは賃金として上げてきているわけですよね。落ちたものを取りに行くのは、やはり昼行ったら、見られてしまって入らないということのようですが、夜に行って取り出さないと効果がないということでございますので、夜に行かないといけませんので、どうにかその方法を改善して考えて、効果のあるようなことができますか、お願いします。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ただいまの有害鳥獣駆除の件なんですが、その賃金はですね、カラス、鳥かごを製作をする賃金です。平成20年度で何基か製作したんですが、また座間味と阿真、阿佐、まだですので、その辺の製作をして設置したいという考えで計上しています。また今言う管理の件なんですけれども、なかなか難しくて先ほどのお話があったように、視力も何か人間の7倍ぐらいいいということを聞いております。遠くからもよく見える

ようですので、何かをとるときには、フェンスに見えないカバーでも張って、そういう形で駆除をして、おとりなどを残してやっていきたいという、そういう方法が一番いいのかなと思っております。

〇 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

やはり、これをやり出したからには、効果のあるような仕事としてやってください。これは終わります。 それから104ページ、ライフセービングですか、委託。これは阿嘉も座間味も一緒に含めての事だと思いますが、去年はこの人員が確保できなかったということでございますが、今年は人員の確保はどうなっていますか、お聞きします。

〇 議長 (宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ライフセービングの件なんですが、今予算を計上しているのは、7月21日から9月いっぱいということでやっています。人員のことについては、この予算成立後、沖縄県のライフセービング協会等とも相談をしてですね、そういう形で仕事を進めていくという考えなんですが、配置については古座間味と阿真のキャンプ場のビーチ、そしてニシ浜という3カ所を予定しています。配置の人員なんですが、これは協会と相談しながら配置したいと。まだ人員としてははっきりは、いまだやってはおりません。

〇 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

これも余り遅くなると、人員があちこちに取られてしまっていないような話も聞いていますので、早目に確保するようにお願いします。それからもう一つ、同じページで聞きたいんですが、ホエールウオッチング協会とか、ホエールウォッチングフェスタ、ヨットレースですね。ラフォーター駅伝、シーカヤックとかがあるわけですが、これは毎年やっていますが、どのぐらいの効果があるんですか。ここにきて、人員は、ここに来るお客さんですね、すぐに帰るのか、日帰りで帰るのか、それとも一泊ぐらい宿泊して帰るのかですね。この予算を流すからには、その効果がないと。予算流した価値がないので、把握できていますか課長、お願いします。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

負担金補助金のことについての効果が出ているかどうかという件なんですが、ホエールウォッチングについては、昨年よりもふえております。今年も2月の末には去年の実績と同等、超えているという報告は受けています。あと、ヨットレース、そしてラフォーター等については、ラフォーターは座間味、古座間味のほうと阿真のキャンプ場、そして嘉比島とか、駅伝やってますけど、参加人員は約400名とか500名います。そういうことで年々、そのリレーチームもふえておりますので、そういう催しの開催についての効果はあるものと思っております。

〇 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

やはりこれは半分ぐらいはここで宿泊したとして考えてよろしいですね。これは終わります。

120ページの教育費の中の学校警備の件についてお聞きします。船の委託料が200万円余り、二百九十七、八千円上がってきていますが、これは各学校の区分がされてないんですが、教育課長、これはできたら各学校のあれをお願いします。

〇 議長(宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

これは3校の阿嘉・慶留間・座間味含めての夜間警備委託料でございます。

〇 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

私が聞いているのは、もちろん3校のものでございますが、阿嘉・慶留間・座間味と区別して教えてくだ さいということなんですよ。お願いします。

〇 議長(宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

今、ちょっと資料を持っていませんので、後で資料提供をします。すみません。

〇 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

区別しないでそのまま上げて、まとめて出てくるとしたら、これは配分どうしてこれをあれしますか。丸 ごとこれは、今までは21・ざまみのほうに流していましたよね、課長。

議長(宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

はい、そうです。21・ざまみに委託しております。

〇 議長(宮平秀保)

宮城 武教育課長。

〇 教育課長(宮城 武)

これも21・座間味に委託しているわけですね。じゃあ21・ざまみに聞けばわかるわけですね。わかりました。終わります。

〇 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

歳出の委託料の92ページ。1年分のごみ処理費について。どれどれが1年分のごみ処理になりますか。 92ページの13の委託料です。たくさん項目がありますよ、2から6、7、8、9、10とありますけれども、特に7、8、9、10の説明を加えてください。それは前ページのちり処理委託料ということで、1年分は一体どのぐらいになるんですかということです。お願いします。

〇 議長(宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

質問のあります民間のごみ処理の経費についてですけれども、予算書の中の92ページを御覧ください。 この中の12の役務費の1に通信運搬費として354万2,000円を計上してありますけれども、これは フェリーざまみのパッカー車の自動車航送料です。43台分を新運賃改定料金で計算をしております。

あと次のページになります。次のページで一番上のほうですけれども、細節の7にごみ焼却委託600万円があるんですけれども、これは那覇・南風原の環境施設組合でごみを焼却する費用です。単価がトン当たり2万円。焼却トン数は300トンを見込んでおります。

次に8のごみ輸送委託344万円。これは那覇清掃組合のほうのパッカー車、組合のパッカー車を契約をして搬出をしておりますけれども、86台分のパッカー車の収集委託です。あと細節9のごみ積み込み作業委託289万4,000円。これにつきましては43回の作業費。パッカー車にごみを投入する作業と、あと現場の整理整頓等含めて289万4,000円を見込んでおります。今説明した経費を全部あわせますと、1,587万6,000円になります。

〇 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

課長、今の1,587万6,000円というのは一年分のごみ処理費ということになるんですか。わかりました。それと、現在300トンの処理ということですけれども、現在の状況はどうなっていますか。今のに関連して聞きます。

〇 議長(宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

現在の状況ですけれども、去年の平成20年4月以降バージによる搬出、それと8月以降、パッカー車での搬出等で431トン運びまして、2月18日からまた再開をしております。今は2月18日から6回、台数にして12台で搬出をしておりまして、約42トンの搬出をしております。それで現場のごみの状況ですけれども、この阿嘉のごみも含めてですね、あと3台分ぐらいで全部完了する予定です。できるだけ年度末に近づけて、年度内のごみは残さず全部運ぶということで今予定をしております。予算の範囲内で十分施行できる見込みです。これで2年分のごみを全部処理したことになります。

〇 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

これはあれですよ、結局今、機械も稼働していませんよね、もちろん。皆さんは動かしたら動くと言うんだけれども、全く稼働していないですよね。だからこれを動かしたら大変だと思うんですよ。また何千万円とかかると思いますので。これで一年分はこれだけだということを聞きましたので、これはそれで当分はそういう視点に沿って処理すべきだと私も今、感じているところでございます。それから次に、農林水産の100ページです。聞きましょうね、これは役務費の中の4節です。苗畑のあれがあるんですけれども、この苗畑はどうなっていますか、何か植えているんですか。全然苗畑の話も聞いたことがないんだけれども、私はかつて毎年大浜に行って、いろんな樹木とか群生されたのを見たんだけれども、今はあの辺、ないですよ、みんな枯れて。どんな状況ですか。現状を申し上げてください。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

使用料の苗畑の件なんですが、実際に今、苗畑のハウスなんですが、今は使用していないというのが現状です。

〇 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

使用していないんですよね、だからそれがこれだけの50万円近くの賃貸料も払いますからね。何か趣味のある人に貸したらどうですか、苗畑。そのほうがいいですよ。募ってですね、もし村ができなければ、それを提言します。

それから108ページ、工事請負費。これは遊具施設がですね、これは費目存置になっておりますけれども、これは道路橋梁費、恐らくは座間味・阿佐線もその辺に入ってくるのではないかと思っていますけれども、これは村長に聞きますけれども、どうして平成21年度はできないんでしょうか。阿佐線は。改めて聞きます。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

座間味・阿佐線の整備については、以前にも議会でも申し上げたようにですね、村の財政の事情、そして またその事業の着手からもう10年ということになります。

そういうことで事業評価が入った場合には、今進めている補助の改良事業で進めることが今後困難になるだろうということでですね、一たん休止をしてそれからまた別の補助事業制度を活用して進めようということで、休止した次第です。平成21年度に計上できなかったということなんですが、県といろいろ調整している中でですね、やはり村の財政事情も見極めてからということでありまして、県との調整の中で、交付金事業で活用しようということで、一応平成22年度からということで、県との調整を今進めているところです。そういうことで今、平成21年度のほうには阿佐線の計上はしておりません。

〇 議長 (宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

ほかの市町村の例を挙げたら、やんばるでもあの林道をですね、ストップしたために今から復活しようとしてもできないんですよね。いわゆる費用対効果という面もあって、森林保護ということもあって、文化財の保護という、そういったもろもろの観点からそれはできないんですね。いわゆるこの道路を心配しているのは今、一たん中断したら、復活できるかという問題ですよ。この道路阿佐線はですね、御承知のとおり平成12年度に立ち上げて、そして平成13年度から始まる予定です。次年度の平成22年度で完了の予定だったんですよ。あのときには総額26億円がはじき出されたんですけど、しかし村長は途中で代行もできるんだと。トンネル方式になればできるんだということも変わりましたよね。しかしそれは、いろいろ費用対効果の問題とか、いろんな予算の問題で、10年越し見直しということもありますので、それは仕方のないところもありますけれども、この道路は非常にいわくつきのものですよ。たくさんの出費、古座間味に下ろして海岸線を通してやった設計になったりしてですね、今はまたさらに、今度はそうじゃない、これはできないんだということで、今の現道を、もとの道を改良事業しようということで、それはやっているでしょう。だからそういうことで非常に今後はどうですか。これはもう議員も村長も一緒になって、陳情に行ったほうがいいんじゃないですか。そうしないと復活できないですよ。

〇 議長(宮平秀保)

仲村三雄村長。

〇 村長 (仲村三雄)

やはり道路というのは、人間の生命、財産の保護という面で非常に大切な施設でございますので、当初は、 今宮里議員からありましたように、平成12年度に事業が採択されて着手しました。そのときの考え方が、 いわゆるトンネル工法を含めて、阿佐までの道路最大勾配が4度ということでの設計をしましてですね、平 成13年度に着手いたしました。それで県といたしましては、両方から攻めてくる形ということで、阿佐地 区側から道路を進めてまいりました。そして座間味も村住宅のところから始めて、また今お話がありました ように、平成22年には完成する予定だったんです。その中でですね、26億円、多分トンネルを全部入れ ていきますと29億円ぐらいかかったと思うんですけれども、トンネル工法を含めるということで、いわゆ る座間味側からトンネルの入り口までは村で整備しましょうと。それからトンネルが3つありましたので、 もう1つは阿佐側のトンネル。トンネルの位置はですね、今のこのンビリと言うんでしょうか、そこの間を くぐって古座間味に入っていくところ。それからごみ焼却場のところから裏側に抜けるトンネル1つ。それ からもう1つは、ちょっと小さな浜があるんですけれども、これを過ぎて阿佐側にもう1つ山があります。 これを突き抜けて3つやろうという考え方でしたけれども、このいわゆる阿佐側から阿佐側の最初のトンネ ルまで、そして座間味側からはウッカーの入り口までで止めると。これを村で整備して、あとはトンネルを 含めてかなり高度な技術を要するので、県側でトンネル工法でいきましょうということで、平成12年度に 採択されました。けれどもその中でですね、我々としては平成18年度までに、担当者はたくさんかわって いますけれども、一貫して担当しているのは私ですからよくわかりますけれども、平成18年度までに用地 交渉を終えないといけないということでやってきまして、平成19年度になってですね、用地もまだめどが ついていないということで、県からは平成22年度を、いわゆる10年度評価というものに確実に引っかか るので、今、この平成19年度時点で、その方向性を決定しないと将来的に道路としての扱い方はなくなり ますよということであったので、わかりましたと。もうそこまできて18年という月日が過ぎてしまってい るわけですから、じゃあ考え方を変えないといけないということで、現道路の改修ということで、ンビリま で整備を終えたところです。それでこの間、御質問が一般質問でもあって、お答え申し上げましたようにで すね、その10年評価で引っかかりがあったということと、また自分たちの予算だけ、財政だけではとても じゃないけれども持ちきれないと。今の状態をですね。ということで、今休止、停止じゃないです。休止し てありますけれども、交付金事業というのがかなりこれまでとは違ったような形での使い方が出てきており ますので、この交付金事業とあるいはまた補助金事業になるかもしれませんが、こういうものを含めてです ね、もう一回、現道をより安全につくっていくにはどうするかということを今年中にやりますと。今年中に やって早い時期に着手しましょうというのが今の状況でございます。ひとつ御理解いただいてですね、早い 時期に先ほどありましたように議員も一緒になってですね、その道路をつくるということをひとつみんなで 知恵を貸していただきたいと思っております。

議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

まさに我々議員もいつでも動きますよ。ですから過去の経緯を言っても議論にならないですから、これからどうするかというのが先です。そこで村長、先ほども申し上げたんですけれども、とにかく村長、先ほどどなたか知りませんけれども、村長選挙の話がありましたよね、これをやったら選挙はなくなりますよ。だからぜひこれはめどをつけてください。5月の内に。いや、これは脅迫じゃないですよ。それは冗談。この議案は本当ですよ。これもいつ動かすかわからないですよ。

それから今度は歳入について、若干、総務課長に質疑をいたします。村長にも。42ページ、財産運用収入の中に、施設に土地貸付収入とあります。私はこれを見てですね、大変がっかりしていますよ、今。金額の問題じゃなくして、土地貸付収入、最初のほうですよ。1から8節ありますよね、総務課長。これに私は過去に村内で村有地を勝手に使用している方、いわゆる農地法に触れている方、それから法令を犯している人、法を犯したような貸し付けはしていないということも申し上げたんですけど、これを見て私はもう四、五年前に一般質問の中にやったものですから、もう解決してこの中に当然土地使用料というのが入ってきたんじゃないかと見たらないんですよね。例えば、今こっちにあるのは郵便局敷地料、警察の敷地料、官使用としてNTTもちゃんと払っていますよ、土地使用料。金額がないんですよ、土地使用料、ソフトバンクも情報通信研究機構も、沖縄セルラー等々、これが入っていないんです。それから下の43ページを見てください。どのようにその借りた人とは話をしていますかわかりませんけれども、下にはまた財産売上収入というのがあるんですよ。そこのところで費目存置がありますから、その辺にも出てくるべきじゃないかと思っていますけれども、総務課長、私はもう5カ年、3回これを質問していますけど、関連質問ですから一言だけでいいですよ、どうなっていますか。

〇 議長(宮平秀保)

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務·企画課長(垣花 健)

お答えいたします。この質問に関しては、昨年3月の議会でもたしか一般質問を受けたということを記憶しておりまして、今現段階で解決に至っていないことに関しては非常におわびを申し上げたいと思いますけれども、その後、さまざまな経緯等を調べまして、一部の土地についてはですね、全く使用者が無断で使ったということではなくて、やはり村もかかわっているという事実があります。その点を考えると、やはり財産の管理を怠っているということは認めざるを得ないだろうと思いますけれども、今回、確かに土地の使用料、これは土地の賃貸契約をしないといけないですし、もし売買する場合には、宮里議員がおっしゃったように、土地売払収入のほうに予算計上がなされるべきだとは考えておりますけれども、今現段階においては、その結論に達しておりませんので、予算上はあらわれておりません。

〇 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

総務課長、あなたの話はへ理屈ですよ。村が関与して貸したということだけれども、じゃあどなたが、いつ、どのような条件で貸したんですか、お願いします。だれが貸したんですか。引き継いだ村長もわからないんじゃないですか。

〇 議長(宮平秀保)

垣花 健総務·企画課長。

○ 総務・企画課長(垣花 健)

昨年の5月にその使用者のほうに聞き取り調査をしております。個人名は申し上げられませんけれども、 村のそれなりの立場にある方が、その使用に関しては、ただ契約上のものはありませんので、ただ口頭で使 用を認めたというような経緯があったようです。

〇 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

関連しますけど、みんなに御迷惑をかけますけど、皆さん質問があると思いますけれども、私はですね、

こんな答弁で、態度だったらもう、これは村民は訴えますよ、こんなことだったら。今は若い者の中にも、 住民の中にも土地が欲しくて、家庭もつくりたい、居宅もつくりたい、事業所もつくりたいという人がたく さんいるんですよ、ある人なんかは、もう座間味にはないから阿嘉に引っ越ししようかという人もいるんで すよ。そういう土地問題の状況の中でですね、勝手な約束で村の前のだれかが貸したから、役所の人がこう 言ったからいい、こんなばかな話はないですよ、冗談じゃないですよ。排除するぐらいの手続してやりなさ いよ。もし返さなければ私は全部部落中キジャーするよ。みんなを集めて動員しますよ。今の若い人の中に は、土地が欲しい人がたくさんいるんですよ。それを片一方では営業しながら、工事中だったから貸したと。 今もずっと続いているでしょう。長いんです、もう10年ぐらいなるでしょう。村長、一言どうぞ。

〇 議長(宮平秀保)

仲村三雄村長。

〇 村長(仲村三雄)

御指摘を受けて、かなり時間がたっているけれども、書類が来ていないということに対してはおわびを申し上げたいと思います。それだけ、先ほど担当課長からも答えがあったように、非常に複雑な形でありますので、もうしばらくひとつお待ち願いたいと。決して、そのまま何もなかったようなことで通ろうと思っているわけではありませんので。継続して処理する方向でいきますので、ひとつよろしく御理解いただきたいと思います。

〇 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

今のしばらく、しばらくという話は何千回と聞いていますよ。総務課長、村長。それはできることとできないことがあるんですけれども、我々は何のために質問しますか。村民の代表ですよ。村民の声を反映しているのが我々の立場ですからね。これは実際に呼んできますか、反対して不満があるんですよ、みんな。しかもトップクラスの連中がそんなことをしているんだよ、反省しなさいよ。そういうことで、これはすべて新年度中に、4月いっぱいにやってくださいよ。村長が去らないうちに。やらないと私は絶対的に許しませんよ。こんな事がずるずるあっていいんですか、もう5年、足かけ6年になりますよ。あの議事録を読んでくださいよ。あの場合の村長の答えもちゃんと残っていますよ。戻りますけれども、自主財源というのは、今村は執行部もしっかりして、こんなんではいけないんですよ。いかに自主財源を確保するかというのが、これが一番のあれですよ。そういう状態の中でですね、取るのも取らないで、NTCみんなやっているんじゃないですか、法人関係も。ひとつ村長、ぜひですね、早く本人と相談して法手続をさせて、ちゃんとやれば、だれも何も言わないですよ、これは。ちゃんとされていないから我々はこういうふうになって、行政と上がちゃんと地主さんとやれば、村長と。何にもないんですよ、これが。それこそ公正公平ですよ。こんなことができないから公正公平じゃない、今の村政はと言っているんですよ、以上です。終わります。

〇 議長 (宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

農林水産のほうです、98ページ近辺です。先ほども鳥獣のあれで話が出たんですけれども、カラスの駆除については、先ほどの説明の通り7万4,000円つくということになっていますね。実は数年前ですか、地域の方々と一緒にグループでカボチャを数百坪でつくってやったことがあるんですけど、そのときに一番、この計画はつぶれたんですけど、カラスで全部つぶれたんですね。農林水産、農業の振興、地産地消ということでやっていますけど、このカラス対策というのはもうちょっと力を今回入れてほしいと思ったんですね。

例の地域活性化対策基金を使ってですね、大々的にやってほしかったんですけど、例えばですね、この7万4,000円でわなをつくると言っていますけれども、一匹2,000円で買い取れば、37匹ですか、駆除できるんですよ。わなをつくって管理してどうのこうのすると結構お金がかかってですね、それよりも買い取ったほうが一番、予算を思い切って出してですね、白イカをとりにいくよりはカラスをとったほうが儲かるぐらいにすれば、短期間にカラスは駆除できますし、これは時間の問題ですね。一年一年農業というのは、取りかかるのが遅ければ遅いほど、だんだん難しくなってくるんですね。やるなら一気に。例えば300匹駆除するために一匹2,000円で買い取れば60万円で済みます。このように大胆なことをやってほしいなと思っていますし、今後もそういった補助、予算が出るのであれば、そういったことも検討されてください。

次に去年、一昨年デイゴに寄生虫がついて、大分座間味村のデイゴはほとんど全滅状態なんですけれども、これは観光とも関係しますけど、景観も関係しますけど、それを放置するつもりなんでしょうか、その辺、何か特別に考えていることがあるんでしょうか、それもとデイゴはこの島には要らないということでお考えなんでしょうか。これも御答弁願えないですか。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ただいまの御質疑、デイゴの立ち枯れの件なんですが、これは沖縄県、全体的にそういうのがありまして、特に八重山からずっと上がってきて沖縄本島まで。そして座間味までということで、その枯れた原因は何かデイゴヒメコバチだということを聞いております。その駆除について県からいろいろお聞きしたんですが、まだ方法については、はっきりした駆除の仕方がまだわからないというのが現状です。今言う立ち枯れしているのをそのまま放置するのかということなんですが、村の例えば村有地とか、その敷地内ということであれば、村としてもその取り扱いについてはいろいろ考えていかないといけないと思いますけれども、個人の持ち物について、要するに個人の敷地内にあるものについては、村が管理するとか、どう処理するということはいかがなものかと思っております。今後、まだ残っているデイゴもありますので、県のほうに問い合わせしてですね、いい処理の方法はないかをやってみたいと思います。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番 (宮里清之助議員)

村内に残っているデイゴは数本しかないんですけれども、これは県のほうに再度確認してください。ある 情報では、その方法があるという話も聞いていますので、よろしくお願いします。

それと33ページのほうですが、古座間味の森林体験交流施設使用料については240万円上がっていまして、ニシ浜のほうの観光施設使用料というのが40万円ということでよろしいんでしょうか。

〇 議長 (宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

使用料の商工費の使用料なんですが、これはニシ浜ビーチの観光使用料ですけど、売店の2件の使用料と あとシャワー施設のシャワー代の収入になります。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番 (宮里清之助議員)

これは2件で40万円。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

売店とシャワー、今はコイン式をやっていますので、このシャワーの使用料も含めてです。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

ニシ浜のほうは両方今年からは入っているということで、契約もやるということですね。それと7番、4 農林水産産業使用料の4番の7ですけど、阿嘉漁協ターミナル使用料とありますね、6万円。これについては去年、島外の方が入っていたところでしょうか、アイスクリーム屋さんの。21・ざまみ経由で入ったのがありましたね。結局あれは又貸しじゃないかということでいろいろ質疑させていただいたんですけど、そのほうの6万円。今年も21・ざまみが借りて、また島外の業者さんが入って商売なさるということなんでしょうか。これをちょっと聞かせてもらえますか。

〇 議長 (宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ただいまの阿嘉ターミナルの使用の件なんですが、その使用については毎年3月の末に使用届を出していただいて、それによって使用の許可を出しております。ですから先ほどの外部からの業者が来てやるか、そういうことについてはまだ使用届、そういう事務手続きをしていませんのでわかりません。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

去年、その業者のサービスというのはニーズがあると思いますけど、契約のあり方が非常に不透明だということで、地域からもいろいろ不満が出ていましたので、わかりやすくやっていただけないか。それとあの場所でシーズン契約するのに6万円じゃ安いですよね。もし島外の方がするのであれば。もっと取れると思いますけど、直接村が契約してやるんでしたらわかりやすいので、間接的に21・ざまみが使わないのであれば、直接契約をしたほうがいいと思いますけど、そのほうが高く取れると思いますので。十分注意して取り扱っていただきたいと思います。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

32ページ、予算計上はされてないと思うんですが、阿嘉漁港の橋の下にテニスコート、バスケットコートを併用した施設があると。あれは一応使用料を取るということになっているはずですが、利用状況は今ないので計上していないのか伺います。

議長(宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

阿嘉の橋梁の下にあるスポーツ施設ですけれども、条例等で使用料の設定、条例の制定をしております。 ただ夜間照明をつけて、夜間使う場合には料金をもらうということにしておりましたけれども、夜間の管理 体制等含めて経費と収入が全然採算がとれませんので、使用者には夜間の使用は当分の間は行いませんということで、昼間の使用については無料、夜間は使用させておりません。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

わかりました。この間も確認のために行ったんですが、フェンスが相当、腐食等で傷んでいます。いわゆるゲートはかぎが閉まっているんですが、横から中に素通りで入れるような状態で、多分倒壊の危険性もあって、事故が起きてしまってからでは遅いので、昼間でもたまにテニスとか、好きな方はいるとは思うんですが、今のような利用状況、また施設の老朽化等で事故が起きる可能性もあるということであれば、いっそつぶして隣のパークゴルフが8ホールか9ホールあるんですが、グリーンは3つか4つです。ある意味併用型なんですよ。あれすれば2ホールぐらい増設できる可能性は。逆にそのほうがパークゴルフのほうが利用率は非常に高い。利用者はいわゆる自分たちから積極的に周辺の草刈をやったりなんか、非常に見栄えもいいわけですよ。あのそばにさびだらけのフェンスがそのまま野ざらしになっているような状況よりは、いわゆる利用者の多い方々のためにそういう施設を拡張というか、やったほうがいいんじゃないかという提言をしておきます。これは以上です。

次、99ページ、林業の森林。これは去年もお話したんですが、約1,000万円近く人夫賃があるわけですが、利用はほとんどというか100%座間味島だけですよね。阿嘉、慶留間がなくて。そのときの課長の答弁は、阿嘉、慶留間には今人員がいないと。それで私は別に阿嘉、慶留間にいなければいないで座間味の人をよこせばいいということを言ったはずなんですが、新年度予算からはどうお考えですか。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

造林事業の賃金の件なんですが、事業は今座間味島だけをやっております。阿嘉、慶留間については、去年もそういう話をしましたけど、座間味のやる面積、事業を進めるのが座間味の今の人員では精一杯です。というのは、造林事業は夏場は山の中に入って暑いものですから中断するわけです。6月から7月はやって、そして8、9、10月までは休むと。その後にまたそういう期間でやっていますので、その期間内で座間味の面積をやるのが今できる状況であって、阿嘉、慶留間での人員を配置してというのは今は難しいですね。それでまた、そういう事業をするからには、どうしても県と調整して、そういう事業を動かすのもまた指定等、そういうものをしないと事業着手ができませんので、そういうのも県とは調整しないといけないなと思っています。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

2番(中村秀克議員)

おっしゃりたいのはわかりますけど、人員がいわゆる座間味だけで手一杯だからということで、阿嘉、慶留間は見捨てられているわけですね、ここ数年。以前はやっていたわけですから。やはりみんなも見てわかるように、山が非常に荒れてですね、いわゆる山を育てないと海も育たないですから、やはり山をどうにか。今いいのはこれは造林になっていますから、とりあえず間伐をしてですね、間伐をするといわゆる水対策にもなるわけです。ある程度山にしみ込ませて下草を生えさせると、いわゆる山に水がしみ込んで、それが結果的に沢にながれてダムにたまるというあれがありますので、せっかくある1,000万円の予算を無駄にしないで、とにかく阿嘉、慶留間は過去約10年近くはさわられていないはずですから、どうにか対策をし

てですね、阿嘉、慶留間の山を育てるようにしてほしいと思います。

もう1つ、103ページ、観光費です。海開きの賃金5万5,000円ですが、多分拝み代だと思うんですが、主催を商工課に預けているんですから、この拝み代も一緒に商工会に投げないのか、何でそうやっているのか。このための1人の職員が時間を割くわけですよね。どうですか課長。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ただいまの御質疑、観光費の海開きの件ですが、御提案のようにできたらそういう形をとりたいと思っております。それで座間味の拝みは人員が多くて、そして村の何と言うんですか、ビンシーも持って村の代表が一緒にこうやるものですから、それで職員が一緒に回ってやるものですから、それでそのような形でいま計上しているところです。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

職員も同行してやっているわけですか。それでもやはり主催は商工会でありますから、商工会に持っていくようにしてほしいと思います。課長、さっき1番議員が言った苗畑ですね、私も苗畑は前から気になっていた。あのハウスですね立派なハウス、もったいない。有効活用して、いわゆる借地料を取られていますから、いわゆる貸して村にお金が入るような対策を研究して考えてください。以上です。

〇 議長(宮平秀保)

6番 宮里祐司議員。

〇 6番(宮里祐司議員)

1点だけ。103ページ、賠償金です。区分22、商工総務費の22です。補償及び賠償金の部分で1,000円となっているんですけれども、この間の補正予算でたしか58万1,000円の補正があったと思うんですけれども、本人がいわゆる当事者と数日前に会って話をしたときに、本人の口から出た補償はこれぐらいという額の話があったんです。まったく数字的に全然足りないような数字を本人が言っていたものですから、ここで例えば予備費だとか、そういう部分で計上しないで1,000円だけで計上されているんですけれども、それの整合性といいますか、大丈夫でしょうか、和解も含めた話し合い。

〇 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

〇 産業振興課長(金城英幸)

ただいまの補償の件なんですが、補正のほうで予算は計上してあります。5151, 000円です。今は費目存置で置いていますが、けがをなされた方と何回か調整をしてきて、どれぐらいの費用がかかったかとか、そういう調整はやりました。それで彼から費用をいただいたら予算を聞き取りした中で予算をつくって計上したんですよ。その後に彼からもらった資料とは若干、わずかなんですが金額がかわっています。彼からもらったのは6658, 000円という金額なんですが、5851, 000円。それについてはまた後で相談してですね、補正するなり、そういう形で対応しようかなと考えています。

〇 議長(宮平秀保)

6番 宮里祐司議員。

〇 6番(宮里祐司議員)

わかりました。

〇 議長(宮平秀保)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 平成21年度座間味村一般会計予算についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第11号 平成21年度座間味村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

〇 議長(宮平秀保)

再開いたします。

日程第3. 議案第12号 平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 中村秀克議員。

2番(中村秀克議員)

予算に関係は直接はないんですが、いわゆるちょっとした疑問なんですが、国民健康保険と言いながら、 北海道から沖縄までの各自治体でそういう税の差が出ているのは、どういう仕組みでそうなっているのか。

〇 議長(宮平秀保)

宮平真由美住民課長。

〇 住民課長(宮平真由美)

これはですね、全国市町村によって率が決められておりまして、県ではなくて市町村ごとの税率になっております。これは市町村の事務として国民健康保険の事業が位置づけられているためであります。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

ということは、これは法律の中でそういうことになっているわけですね。わかりました、ありがとうございます。

〇 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

5ページの特定健康審査等事業費、あと保健事業費と2つに分かれているんですが、内容をちょっと教えてもらってもいいですか。

〇 議長(宮平秀保)

宮平真由美住民課長。

〇 住民課長 (宮平真由美)

42ページと43ページに明細がございます。保健事業費の中の特定保健診査です。いわゆる特定健診に かかわるもの、それ以外に保健事業にかかわるものということで、予防事業にかかわるものの予算になって おります。

〇 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

この保健事業というのは予防という意味でということでいいわけですね。

〇 議長 (宮平秀保)

宮平真由美住民課長。

〇 住民課長(宮平真由美)

例えばウォーキング教室とか、それからピラティスとか保健事業に使っております。

〇 議長(宮平秀保)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第12号 平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算 については、原案のとおり可決されました。

日程第4.議案第13号 平成21年度座間味村老人保健事業特別会計予算についてを議題といたします。 これから質疑を行います。7番 宮里清之助議員。

〇 7番 (宮里清之助議員)

議案第12号で聞けばよかったんですけれども、この保健、徴収率が交付税に関係するというのは、これは国民健康保険ですよね、こちらではないんですけど。先ほど聞けばよかったんですけど、村長は、首長さんの集まりに出ると思うんですけれども、その中で特別交付税に直接影響するということにおいて、ほかの首長さんからその制度に対して不満とかの話は出てこないですか。

〇 村長(仲村三雄)

もう一度お願いします。

〇 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

先ほど聞けばよかったんですけど、国保のほうで聞けばよかったんですけど、徴収率が特別交付金の交付 税に反映されますよね、調整交付金93%ですね。それについてテレビで、大阪でしたか、今回は景気も悪 くなって、生活保護も多くて、悪くてこれは国と連動するのはどうかという市長さんがいたんですけど、離島村の集まりで、そういった話は出てこないのかどうかということをお聞きします。

〇 議長(宮平秀保)

幸地 東政策調整監。

〇 政策調整監(幸地 東)

ただいまの質疑の歳入への影響は、国が出す調整交付金への減額のペナルティーが入りますけれども、ただ私が県におりましたときには離島に限らず、多くの市町村からこの調整交付金への反映そのものをもっと考えるべきではないかということがありました。確かに今御指摘のとおり不況の状況にありますので、各市町村かなり苦労しておりますから、今後、必要であれば村長共々、離島とか小規模の町村からの申し入れみたいなものをやっていければいいのではないのかなと思います。

〇 議長(宮平秀保)

暫時休憩いたします。

休 憩 再 開

〇 議長 (宮平秀保)

再開いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成21年度座間味村老人保健事業特別会計予算についてを採決いたします。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第13号 平成21年度座間味村老人保健事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第14号 平成21年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

16ページと17ページですが、これは職員はどなた、費目存置で給料も維持されておりまして、旅費が5万7,000円とありますけれども、これはどなたで対応するんですか。

〇 議長(宮平秀保)

宮平真由美住民課長。

〇 住民課長(宮平真由美)

ただいまの御質疑にお答えいたします。国民健康保険の担当と併任しております。

〇 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

あと1点だけ。今住民課長から各全議員に配られた資料、市町村負担額の内訳ですけれども、現在被保険者数は159と書いてありますけれども、これは159人のことですね。お願いします。

〇 議長(宮平秀保)

宮平真由美住民課長。

〇 住民課長(宮平真由美)

そのとおりです。

〇 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

後期高齢者になるわけですか。わかりました。

〇 議長(宮平秀保)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成21年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第14号 平成21年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第6.議案第15号 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。 これから質疑を行います。8番 金城勝英議員。

〇 8番(金城勝英議員)

7ページの収入でございますけれども、そこで給水収益が前年度より今年度は145万円減になっているんですが、これはどうして減になっているのかお聞きしたいと思います。

〇 議長(宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

ただいまの質疑にお答えいたします。給水収益の145万3,000円の減は、滞納分が150万円ぐらいたったと思います。現年度分ですけれども、去年より10万円ぐらい多くなっていますが、これは徴収率とそれと水の使用が去年見込んでいたよりはかなり実績が下回っていますので、改定も行ったんですけれども、徴収率の減とそれと使用料の減で一番大きいのは、滞納の額で150万円の減になっております。その分徴収したということです。

〇 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

〇 8番(金城勝英議員)

私は改定もしているのに何でそれが減になるかと思って、聞いたのです。これで終わります。

〇 議長 (宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

新聞の件について聞いていいですか。きょう朝来てびっくりしたんですけど、こういう形で報道されていましてですね、何か自衛隊の方が大きく取り上げられていますけど、実は座間味村の議会のホームページでもこの議事録が公にされますので、予定では一月以内にはアップできますので、これに対して違うんだということがあれば、反論があれば、この件についてですね。意味わかりますか。

〇 議長 (宮平秀保)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

〇 議長(宮平秀保)

再開いたします。

7番 宮里清之助議員。

〇 7番(宮里清之助議員)

先ほどの質疑は取り消してください。以上です。

〇 議長(宮平秀保)

清之助議員の発言は削除します。

〇 議長(宮平秀保)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

〇 議長(宮平秀保)

再開いたします。

〇 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

村長、公債費が毎年元利、その辺でまた公債費の償還表を後でいいです、今じゃなくていいです。毎年償還表があるでしょう、それを後でいいですから御提示ください。よろしくお願いします。以上です。今ありますか。

〇 議長(宮平秀保)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

〇 議長(宮平秀保)

再開いたします。

〇 議長(宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

ただいまの質疑ですけれども、償還表を準備しておりますので、後でお配りしたいと思います。償還費の 今後の増減がどうなのかということなんですけれども、平成22年、来年以降ですね、公債費の償還が下がっ ていきます。徐々に下がりまして、今年21年度で5,900万円、次年度からは5,500万円、26年 度には5,000万円切ります。そういうことで次年度以降、下がっていきます。

〇 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

よく聞こえなかったんですけど、何年度が最終になりますか。あと何十年。

〇 議長(宮平秀保)

金城英降環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

水道の償還は他の事業よりちょっと長いものですから、20年ほどの償還期間になっておりまして、今発行している分で台帳が平成39年までの資料しか持っていませんけれども、平成39年度は償還額、年間で1,300万円程度の額になります。

〇 議長 (宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

〇 1番(宮里順之議員)

39年といったら我々はもう死んでいますね。できたら繰上償還してください。以上です、終わります。

〇 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

ちょっとお聞きします。16ページのですね課長、水道ビジョン策定委託というのがありますね。これは 以前からそういう項目があるんですか。初めてですか、私は何か覚えがないんですけど。私の頭が悪くてか 知らないけど。

〇 議長(宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

ビジョンの策定については、国のほうからもそういう中長期的な水道の計画策定について早期に整備を図るようにという指示もあります。その中で村においては一番安定供給という大きな水道の役目があるんですけれども、新聞記事等にもあるように、非常に長期にわたって8年連続という渇水状況が今続いております。今後、水道事業の安定供給に向けて、どういうものをつくっていったほうがいいのか、もちろん費用対効果も含めてですね。これについてはやはり行政だけで進めていくわけにはいきませんので、議会はもとより住民と委員会等も含めて、早期にいわゆる安定供給が図れるような施策を、計画をつくってですね、それで次に優先順位で実施をしていくということを村民の理解も得ながら、それでこういう計画をしているんだというのをひとつ住民にも周知をしてもらって、進めていくべきだと考えております。今回の新聞の報道について議会には説明したんですが、ちょっと村全域ということでの周知を少し行政としても反省しておりますけど、そのような形で村民全部が水道はこういうふうに進めていくんだという一つの今後の計画を、事前に周知をして、それで理解をしていくことが非常に大事だと考えております。生活に一番密着する問題ですので、そういうことでですね、中長期的というようなことで計画づくりに取り組んでいきたいということで計上をしております。

〇 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

これまではそういったビジョンがなかったような発言でございますが、これから何十年先に触れてそういったビジョンをやってください。そしてできるだけコストのかからないようなビジョン、そして水道料金も3分の1に持っていくようなビジョンがあれば頑張ってください。終わります。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

座間味もまだ時間制限給水なんですが、阿嘉、慶留間地区においては、この間の雨でどうにか解除になって、みんな一安心してはいるんですが、それでもまだ80%はいっていないわけですね。またそのまま梅雨まで小雨傾向が続くとまた同じような可能性があるんですが、慶留間自体の自己水源があって、浄水設備もあるのになぜ慶留間と一緒に、慶留間を単独でやればその分阿嘉は慶留間が使う分の使用料は保たれるわけですから、そのほうが節水効果が非常にあると思うんですが、課長はどう思いますか。

〇 議長 (宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

ただいまの質問ですけれども、確かにおっしゃるように阿嘉、慶留間は今統合ということで、給水地区は統合してありますが、以前は単独で施設を持っております。現在も村道のわきにポンプ室とか、構造物があるんですけれども、浄水方法はですね、旧施設は観測ろ過で、いわゆる砂の上に原水を入れて浸透させて、あとは薬品処理して給水するというような施設をこれまで使っておりましたが、どうしてもやはり水質の基準の中で、色度等クリアできない項目があります。それを阿嘉のほうの浄水場の急速ろ過で基準値内に抑えて、浄水を慶留間のほうまで送水しておりますけれども、水質上の関係でですね、今は慶留間の旧施設は休止状態にしております。近くに外地堰それと旧慶留間堰の貯水池がありますので、こういう渇水の時期には中村秀克議員から提案があったように、別個にすれば確かにこういう断水時の対策としては非常に効果が上がりますけれども、先ほど言ったように、そのままの施設ではやはり水質基準をクリアできないということで、今、活性炭を使って処理ができないかということで、前に小型の活性炭の装置がそばにあるんですけれども、それをさらに改良してできないかということを、そういうのを扱っている業者のほうに相談をしているところです。活性炭の量をふやしたりとか、あと補助的な器具をつけるとか、いろんな技術的なものが出てくるかと思いますけれども、それについて今相談もしているところです。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

2番(中村秀克議員)

今課長も言ったように、活性炭式のろ過装置をつけてやっていますので、基準が通らないというあれではなくて、今までその水を飲んで生きてきたわけですから、別に食中毒が起こった事例もないし、また最近、いわゆるポンプ室の分電盤も新しいのにかえているわけですから、私はそれに向けてのあれかなと思ったら、そうじゃなかったという感じなんですが、とにかくあの水も有効利用しないと、ずっとフローして、片や断水しても「クマヤ、ミジェー、アンディトーシガテー」と住民から言われているわけですよね。「なんでワッターまで水を止められるか」と。単独で今やっている以上は、今は逆に聞いたんですけれども、阿嘉からそのまま慶留間の配水池にやると、いわゆる塩素成分が飛んでしまって、阿嘉で強く入れてしまうと逆に阿嘉

が今度は強すぎて通らないという話も聞いたことがあるんですが、こういう対策はどうなさるんですか。

〇 議長 (宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

今の質問ですけれども、水質基準にある塩素、残留塩素の量ということで、基準値を設定しております。これは距離が長ければ長くなるほど、それとあとは高架水槽、屋上等のタンク等にしばらくためておくと塩素が希釈されていって、基準値より数日間の間には低下していきます。特に学校等において、少し低いというようなことで相談も受けておりますけれども、この件についてはですね、うちの課としても何とか方法がないものかということで、先月ですか、そういう相談をしたところ、那覇のほうの業者からテストで電気で塩素の濃度を保つような装置があるということで、今は試験的にそれを2回テストで行ったところです。効果としてはですね、先ほど質問があったように阿嘉から慶留間までの配水管の距離が長いところ、それで数日間貯留する場所とか、そういうところで非常に効果が上がるのかなということでですね、今試験をしたところですので、効果が見られるようでしたら早急に、金額にしてもそんなに高いものではありませんので、結果を見て早目に設置等を考えていきたいと思っています。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

わかりました。どうぞ期待のある水事業にしてください。それとひとつ要望というか、これは全体的な話なんですけど、いわゆる高架水槽ですね、タンク。いわゆる那覇で仕事をして、家はあるけれども盆正月にしか帰郷してなくて帰る方、こういう人たちはため水の残留塩素もなくて、いわゆる雑菌の繁殖率が非常に高いと思うんですよ。この方々はいわゆる帰るときに水を抜いて、来たときにためてやるとか、そういう指導とか、いわゆる水が関係した食中毒が起こってからでは遅いんじゃないかなと思うんですが、そういうところの指導面をどう考えているのかお伺いします。

〇 議長(宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

今の質問についてはですね、高架水槽の水があんまり使用されてなくて、滞留して塩素が下がっていくというような世帯については、水道の検針等で把握できておりますので、チラシ等で注意を促していくというようなほうが一番望ましいのかなと考えておりますので、そういうふうにして周知を図っていきたいと考えております。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

2番(中村秀克議員)

今、隣の議員が空にしたら台風で飛ばされるから入れたほうがいいということを言っていたんだが、じゃ あ来たときにたまっていたものを一旦抜いてから入れてやるという方法ですね。そういった面、いろいろ考 えて知恵を絞ってやってください。以上です。

〇 議長(宮平秀保)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第15号 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第16号 平成21年度座間味村下水道事業特別会計予算ついてを議題といたします。 これから質疑を行います。5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

1点だけお聞きします。12ページの委託料。浄化センター管理委託ほかとありますよね。これは3カ所のものですか。下水道ですよね。これは座間味のものだけね。これはあれですか、やはり阿嘉のものも座間味のものも1人がやっているんですか。体制は1人でやっているんですか。課長。

〇 議長(宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

ただいまの質問、12ページの浄化センター管理委託に計上してある予算につきましては、座間味の浄化センターのみのものです。あと阿嘉のほうがこれから出てきます漁排、慶留間が農排のほうに委託。そうですね。座間味島だけの場合もありますし、あと阿嘉、慶留間は同日、同じ日に行っております。内航船で。 民間の会社に委託しております。民間の会社の職員に委託をしております。

〇 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

いつも阿嘉なんかに来るのは、役場の職員が来ているようなんですが、この方が職員を雇っているわけですか。

〇 議長(宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

その方は役場の職員ではなくて、委託してある民間の会社の社員です。

〇 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

社員、あれは職員ではないわけですね。

議長(宮平秀保)

金城英隆環境衛生課長。

〇 環境衛生課長(金城英隆)

座間味の出身なんですけれども、委託会社の社員です。

〇 議長 (宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

わかりました。終わります。

〇 議長(宮平秀保)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成21年度座間味村下水道事業別会計予算についてを採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第16号 平成21年度座間味村下水道事業特別会算については、 原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第17号 平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第17号 平成21年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算 については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第18号 平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第18号 平成21年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算 については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第19号 平成21年度座間味村航路事業特別会計予算についてを議題といたします。 これから質疑を行います。3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

あんまり聞くところはないんですけど、7ページですか。事業収入の分に関してですが、この雑入とあるんですけど、収入の8番。これはどんなものが入っているんですか、教えてください。

〇 議長(宮平秀保)

宮村英美船舶課長。

〇 船舶課長(宮村英美)

ただいまの御質疑にお答えします。1項運行収入の中の8目雑入についてなんですが、これはフェリー及びクイーンざまみの自動販売機の売上げ、それから払い戻し手数料等でございます。

〇 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

さっきから探しているんだけれども、見つからないんですけど。おととしから言っている広告で収入を得るようにという私は、言い続けている中で、読み間違いかなと思って、どこかに入っているかなと思っているんですが、この計画はどうなりますか。夏のうちに収入を何百万円か何十万円かわからないけれども上げられる努力をしてくださいということを私はおととしから言っているんですけど、去年ついに1年間できませんでした。今年もやらないんですか。

〇 議長(宮平秀保)

宮村英美船舶課長。

〇 船舶課長(宮村英美)

確かに昨年の議会、何回か船舶の広告に応募したらどうかという御質問をいただきましたけど、現在はまだそういう応募等に至っていない状況にあります。本当にすみません、おわびいたします。これについては船舶課内、船員も含めて今話し合いをしたところでありますが、応募の方法として、例えば村のホームページを活用して応募したほうがいいのか、それとも専門の広告代理店、そこと委託契約をして応募したほうがいいのか、その辺はまだ詰めの段階でして、1年間全然進捗がない状況なんですが、ぜひ早急にまたこれについて実施していく方向で検討していきたいと思います。申しわけありません。

議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

やっと詰めの段階ですか、1年半になりますけれども。昨年の4月にも私は同じように、すぐにやりますと。夏になったらもう大丈夫です、夏が過ぎたらだれも広告を出してくれる人はいなくなりますよ。はっき

り言います。やがてゴールデンウィークが来ますよ。そのときに広告しないで、夏から公募し始めたときに は秋になりますよ。秋から広告を出す人はいないですよ。急いでください。補正で収入が多く上がりました という報告を組めるようにして、4月いっぱいには公募が開始されるようにしてください。以上です。

〇 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

〇 8番(金城勝英議員)

3点から4点ほどお聞きしたいと思います。同じ7ページでございますが、郵便物の航送費が、今年度は前年度より156万円減になっていますが、これはどうして郵便物の航送がこうなっているのか、これが1点でございます。

それから18ページ、代理店の手数料でございますけれども、前年度190万円から460万円になっています。これの説明をお願いしたいと思います。

それからあと1点でございますが、ドック費が5,700万円あるんですが、これの船は何なのか、クイーンざまみ。

それからあと 1 点でございます。 2 4ページの船舶の使用料の 5 , 6 0 0 万円があるんですが、これはどういった金なのかも、この 4 点をお願いいたします。

〇 議長(宮平秀保)

宮村英美船舶課長。

〇 船舶課長(宮村英美)

お答えします。まず最初の御質疑で郵便航送費、これが昨年より156万4,000円の減となっておりますが、これにつきましては、これまではこの郵便の航送について、海上輸送それから陸上輸送、船舶課のほうで全部受けてやっておりましたが、現在、陸上部門に関しては、21・ざまみさんが受けておりますので、それに伴って海上輸送のほうの単価が安くなっております。それで減になっております。

それから18ページの代理店手数料、これが昨年より274万2,000円の増となっておりますが、これは実は21・ざまみとの契約で、阿嘉港の船舶業務委託料となっております。昨年までは産業振興課と船舶課あわせて380万円で契約しておりましたが、今回からは船舶課のみの契約ということになりまして、これは21・ざまみと会議を持ちまして、これの中身というのが船舶課の場合、年中、1年を通してずっと船の入出港があります。それでそのたびに人間も毎日出勤しないといけませんので、休暇等を考慮して2.5名分の賃金を算定しまして組んでおります。それで現在468万3,000円ということで、今年度は計上しております。

次に21ページの船舶修繕費です。これが1, 400万円の増となっておりますが、これは20イーンざまみが今年度から新たに特1種の検査を新たに受けるということで、その分、修繕費がアップしております。 24ページの船舶使用料、200円。これについては今200円。これについては今200円の

みが離島海運振興株式会社さんより借りておりますので、年間のリース料となっております。

〇 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

〇 8番(金城勝英議員)

今の説明でよくわかったんですが、この阿嘉のチケット売り場なんですけれども、やはり今まで2人では 非常に無理なところもあったわけです。だからこれは非常にいいことではあるんですけれども、とにかくみ んなから信頼されるような、ちゃんとした、よくいろいろ話もあるんですけれども、大体こういったところ は、やはりマナー的なものも勉強させるようにお願いしたいと、このように思っております。 それから船舶の修繕のドックでございますけれども、大変莫大な金でございますから、5,700万円というのは。これにつきましても、もうちょっといい方法がないか、いつか私は離海振(離島海運振興株式会社)のほうでもそこの課長と与座さんとも会って話し合ったこともあるんですけれども、やはり分割払いとか、いろいろな件で検討したらどうかということでやりましたら、村が乗ってくれば何とかできるんじゃないかという話もあったんですが、5,700万円と非常に大きいものですから、2カ年払いとか、こういったものですね。もう少しいい方法でやったほうがいいんじゃないかとも考えています。以上で終わります。

〇 議長(宮平秀保)

6番 宮里祐司議員。

〇 6番(宮里祐司議員)

7ページです。旅客費なんですけれども、2,342万円の増なんですけれども、これの単純な要因ですね、あと今年度の観光客の入り込み数の見込みですね。それをどれぐらいで計算しているのか。あと船舶の運賃の値上げ、いつから値上げを行うのか、この3点をお願いします。

〇 議長(宮平秀保)

宮村英美船舶課長。

〇 船舶課長(宮村英美)

今回の運賃改定で、まず旅客運賃については15%アップ、手荷物、小荷物、自動車航送運賃についてはそれぞれ15%のアップなんですが、この値上げによる上げ幅といいますか、全体では6,288万円のアップということになります。予算のほうでは前年度の実績に基づいて今年度のアップ率を足して計上しております。

それから運賃改定については、今月の3月4日に国からの認可が下りております。周知期間を設けるということで、スタートは4月1日から実施を予定しております。

旅客の入り組み、見込みなんですけれども、毎年、国の締めで船舶の場合はしているんですいが、ここ5年間はずっと18万6,000人、あるいはそのラインで上下しておりますが、今年は11月辺りから若干お客さんが減りましたので、それでも18万人ぐらいかなと見ています。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

24ページ、ドック代船152万円あるんですが、いわゆるここ数年ドックを出してフェリーけらまが大船で来ているんですが、うちの船を貸して収入になっているあれがないわけですよ。いわゆる152万円。 前はフェリーけらまがドックに入ったときはうちのを代船して、その分入ってきたわけですよね。どちらもチャラになるぐらいの。お互いそれの協力関係ができないものなのか、見事に150万円取られているような感じがしますが。

〇 議長 (宮平秀保)

宮村英美船舶課長。

〇 船舶課長(宮村英美)

ドックの代船ですね、これは渡嘉敷、座間味両船が定期ドック、中間決算に入る場合にお互い生活物資の輸送ということで、3回から4回、借りてはいるんですが、確かにおっしゃるとおり以前はその船に乗せた運賃は全部借りた側のものになると。それでそういうふうにやってきたんですが、現在は国から示されたチャーター料の算定方法がありますので、それにのっとってチャーター料を設定して、それに基づいてそれで支払をして、運賃というは、運賃が発生するものといったら全部自分の、こちら側のものですね。相手に

はチャーター料だけの支払ということになります。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

では運賃収入はこちらに入る、しかしチャーター料は払わないといけないわけですね。

〇 議長(宮平秀保)

宮村英美船舶課長。

〇 船舶課長 (宮村英美)

そうですね。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

うちはチャーターできない、人気がないんですかね。慶良間がドックに行ったとき、うちのものをチャーターしていないですよね、ここ数年。うちのフェリーざまみは利用されていないわけですね。普通道義的に渡嘉敷はそれだけチャーターが入るんですから、ざまみがこれだけやってくれるのなら、うちのもお願いしますとか、そういう交渉はできないものですか。150万円ですよ。

〇 議長(宮平秀保)

宮村英美船舶課長。

〇 船舶課長(宮村英美)

これはやはりまず第一にお願いしているところは隣村の船舶課に相談するんですが、向こうにも事情がありますので、向こうができないと言えばそれまでなんですけど、実は今年、今年度もチャーターに当たっては渡嘉敷それから粟国さんを当たってみたんですけど、粟国が座間味の港に入ったことがないということでお断りしてきましたけれども、できるだけ島の船舶としましては渡嘉敷村の船を交互に借りて、できるだけ安い金額でこれが計画できればいいかなと思います。

〇 議長(宮平秀保)

2番 中村秀克議員。

〇 2番(中村秀克議員)

ではそのように努力なさって、できれば渡嘉敷の了解も得てお互いに貸し出しをしたほうがスムーズに行 くんじゃないかと思います。以上です。

〇 議長(宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

1点だけお聞きします。このドックの件なんですが、これは本土でするんですか、沖縄でするんですか。

〇 議長(宮平秀保)

宮村英美船舶課長。

船舶課長(宮村英美)

今年度のドックにつきましては、来月、4月10日から24日まで予定しているんですが、現在、各造船所、これは本土も含めてです。今年は4社、今見積もりをお願いしているところで、まだどこにドックを上げるのかまだ決まっておりません。

〇 議長 (宮平秀保)

5番 金城英雄議員。

〇 5番(金城英雄議員)

できるものであれば沖縄のほうが軽くつくのではないかと思いますが、計算入れてみないとわからないんですが、旅費とかそういったもの、燃料費とか入れると相当変わると思いますので、できれば沖縄のほうでお願いします。

〇 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

〇 3番(金城善昇議員)

今年のこの予算では、今回の予算ではちょっと入れられないと思うんですけど、この間もお聞きしました 船員の待遇が非常に悪いという状態になっているので、年休もとれない、有給休暇も普通にできない状態で あると、健康管理も含めて完全ではないので、補正予算を本予算をやりながら補正予算を組むことになるん ですけれども、4月からはきちっとそうした人たちには待遇も完全にやって、6月にはすぐ補正が出せるよ うな感じで考えて、何といいますか経営、先ほどの話にもありますが広告費であったりとかですね、ドック が入るのならネーミングライツでいいですよ、ほかの人の名前をつけてフェリーざまみじゃなくてほかの名 前をつけてもいいようなぐらい営業感覚を養ってですね、収入を得るように考えてもらいたいと思います。 私の質疑は以上です。

〇 議長(宮平秀保)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成21年度座間味村航路事業特別会計予算についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第19号 平成21年度座間味村航路事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

これで、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これで、平成21年第1回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉会(午後3時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 金城勝英

署名議員 宮里順之